2020
秋冬号
Autumn / Winter
No.183

令和2年1月31日発行 第183号
年2回1月/7月発行

PICK UP!

新年のごあいさつ

鳴門市長表敬訪問

自動車関係報告

行政書士とくしま

徳島県行政書士会 gyoseisyoshi tokushima

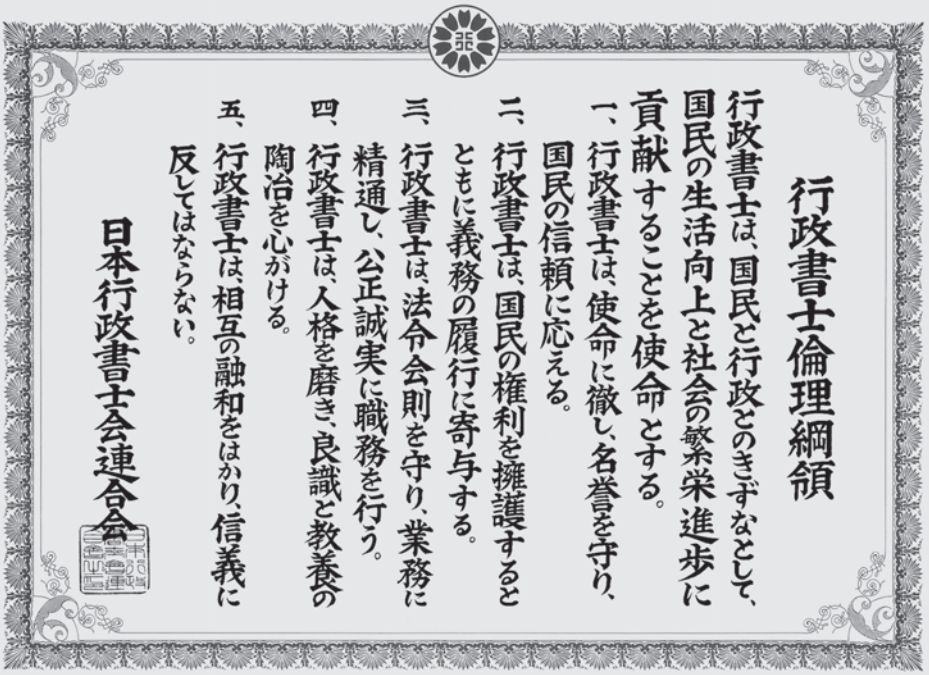

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会

目　　次

新年のごあいさつ

徳島県行政書士会会長　松　村　和　人…… 1
徳　島　県　知　事　飯　泉　嘉　門…… 2
衆　議　院　議　員　福　山　　守…… 3
徳島県議会議員　井　川　龍　二…… 4
徳島県議会議員　岡　本　富　治…… 5
徳島県議会議員　高　井　美　穂…… 5
徳島県議会議員　仁　木　啓　人…… 6
徳島県議会議員　古　川　広　志…… 7

令和元年度　日行連四国地方協議会
定時総会のご報告…… 8
令和元年度　日行連と四地協との連絡会報告 …… 9
令和元年度　行政書士制度　広報月間活動報告 … 10
理事、支部長、監察委員合同会議報告…… 12
理事会報告…… 12
鳴門市長表敬訪問…… 13
コスモス徳島 ふゆだより …… 14
徳島北部支部 新年賀詞交歓会 …… 15
自動車関係報告…… 16
ADR(裁判外紛争解決手続)研修に参加して … 20
セミナー開催報告 外国人採用ノウハウ …… 21
とくしま空き家活用セミナー…… 22
大規模災害時外国人対応想定訓練について…… 23
日本弁護士連合会主催の
第62回人権擁護大会に参加して…… 24
新入会員の紹介…… 25
やまびこ…… 26
令和元年度　行政書士試験実施につきまして …… 28
業務研修会開催報告…… 28
事務局日誌…… 29
会員の動静…… 30

表紙写真／「雲海に差し込む朝日（三好市）」　　撮影者／古澤　圭 氏

新年のごあいさつ

徳島県行政書士会　会長　松　村　和　人

新年、明けましておめでとうございます。

令和２年の新春を迎え、謹んでご挨拶申し上げます。会員の皆様におかれましては、健やかな新年をお迎えのことと存じます。本年は、東京オリンピックが開催されます。令和２年が明るい話題の多い年になることを願います。

さて、昨年は、入管法の改正、働き方改革、改元等、様々な出来事がありました。

特に、行政書士法の一部を改正する法律（令和元年法律第61号。以下「改正法」という。）が、議員立法により成立し、令和元年12月４日に公布されたことは大きな出来事でした。

国会議員の先生方のご尽力により、改正法が成立したことにつきまして、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

改正法のポイントは、次のとおりです。

①法律の目的に「国民の権利利益の実現に資すること」を明記

②社員が一人の行政書士法人の設立等の許容

③行政書士会による注意勧告に関する規定の新設

なお、改正法の提案者は、改正法の趣旨について、「行政書士は依頼を受けて、官公署に提出する書類を作成すること等を業務として行政に関する手続きの円滑な実施に寄与し、国民の利便の向上に資してまいりました。今日、行政書士の業務が多様化する中にあって、一層国民のニーズを的確に把握し、国民の権利利益の実現に資することが求められております。このため、行政書士の業務の安定性を確保するとともに、国民に対する、より質の高いサービスの提供を実現する見地から、本起草案を得た」ものと説明されております。

改正法は、令和３年６月４日から施行されます。本会としましても、これに伴った会則等の変更作業を進めてまいります。

法改正を受けて、我々行政書士は、これまでにも増して、しっかりと使命感を持って、国民の皆様のために業務を遂行しなければなりません。

また、その前提として社会貢献活動もこれまで以上に、積極的に行っていかなければなりません。本会としましても、対外的なセミナー、シンポジウムや法教育等にも力を入れていきたいと考えております。

本会の活動が、引き続き、会員の皆様にとって良い支援となりますよう、役員一丸となって知恵を出し合い活動してまいります。会員の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご協力賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

結びになりますが、本年が皆様にとって飛躍の年になりますよう祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

新年のごあいさつ

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

明けましておめでとうございます。

皆様には、輝かしい新年をお健やかにお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

昨年は、平成から令和への改元、七色の虹がかかった「即位の礼」、県内で作られた麻織物「麁服（あらたえ）」が調進された大嘗祭など、日本中が新たな時代の幕開けを実感する一年となりました。

また、多様な人材活用を促進する「働き方改革関連法」や「改正出入国管理法」が施行され、自国開催となった「ラグビーワールドカップ」では、異なる文化的背景を持つ桜の戦士が「ＯＮＥ　ＴＥＡＭ」のスローガンの下、多様性の強さを発揮し、史上初となるベスト８を達成しました。

一方、広範囲で土砂崩れや河川氾濫をもたらした台風19号はじめ自然災害が相次ぎ、もはや想定外は許されない中、全国知事会会長として、全国の知事とともに、被災地支援はもとより、「事前復興」と「再度災害防止」を基本に、国土強靱化を進めるよう政府に要請、「被災者の生活と生業（なりわい）の再建に向けた対策パッケージ」として具現化しました。

県内では、「阿波藍」が紡ぐ歴史・伝統芸能が「日本遺産」に認定され、踊りの輪が世界を繋いだ「世界阿波おどりサミット」、徳島インディゴソックスの「独立リーグ日本一」、徳島ヴォルティスのＪ１挑戦など、徳島の文化・スポーツが大きく躍動するとともに、消費者庁と本県との共催による日本初の「G20消費者政策国際会合」はじめ、エシカルの輪を広めた「食品ロス削減全国大会」や全国初、高校生による「エシカル甲子園」など、全国をリードする本県の「新次元の消費者行政・消費者教育」が国内外に強力に発信されました。

さらに、「地方創生の旗手」として、一歩先の未来を具現化してきた本県の取組みが評価され、100万人以下の県及び四国から初となる「全国知事会会長」に選任されました。国と責任を共有する「より一層行動する知事会」を掲げ、就任から約４か月、人口減少・災害列島「２つの国難」や全世代型社会保障改革への対応はじめ、これまでの常識が通用しない未知の世界に積極果敢に取り組んできました。

さて、今年の干支は「庚子（かのえね）」。「庚」は、これまでの流れを痛みを伴って「更新」する事を表し、十二支の初めに返った「子」は、「陽気の到来と増殖」を暗示します。そこで「庚子」は、「混乱の世から新たな相が現れ、痛みを伴うものの陽の新時代が幕を開ける」とされます。

今年は、「５Ｇ」の商用サービスが開始され、「ＩｏＴ・ビッグデータ・ＡＩ・ロボット」など第４次産業革命の技術が織りなす「Society5.0時代」が本格的に到来するとともに、多様性と調和をコンセプトに「東京２０２０オリンピック・パラリンピック」が開幕します。

ホストタウン相手国４か国の「事前キャンプ」が県内各地で実施され、本県文化芸術の拠点「文化の森総合公園」は開園30周年を迎えます。県民の皆様の夢と希望を育むレガシーを創出するとともに、消費者庁の新たな本庁機能「新未来創造戦略本部」との連携では、ＳＤＧｓの推進をはじめ、未来に向けた消費者行政の発展・創造に繋げて参ります。

「日本の未来を託す」と称された地方創生の第２幕、「知恵は地方にあり」の旗の下、Society5.0の実装はじめ、課題解決の処方箋をタイムリーに打ち出し、日本全体をＳＤＧｓ・持続可能な社会へと導いて参ります。

行政書士の皆様におかれましては、身近な「街の法律家・行政手続の専門家」として、ますますご活躍いただくとともに、県の取組みに、なお一層のお力添えを賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

新年のごあいさつ

衆議院議員　福　山　　守

明けましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、新しい令和の時代を迎え、初めての新年をお健やかにお迎えのことと、謹んでお慶びを申し上げます。

昨年は、全国各地で大規模な自然災害が頻発し、台風や豪雨により、多くの方々が被災されました。被害にあわれ、今なお避難生活を続ける方々に､改めて心よりお見舞い申し上げます。ここ四国でも、近い将来に発生すると指摘されている南海トラフ地震や、地球温暖化等の影響で悪化が懸念される自然災害に備え、愛するふるさと徳島で皆様が安心・安全に生活していけるよう、これからも全身全霊で努力して参ります。

徳島県行政書士会の皆様方には、日頃から県民と行政の橋渡し役として、また、県民の権利擁護の担い手として、大変重要な役割を果たされ、県民の利便性向上にご尽力頂きまして、心より厚く感謝申し上げます。現在、徳島県内では、特定行政書士14名を含む約340名の行政書士の皆様が職務に精励され、地域に密着した身近な街の法律家として、県民から厚い信頼を得ておられます。これもひとえに、二期目を迎えられ益々充実したご活躍をされている松村会長をはじめ、会員の皆様方が、日頃から職務に真摯に向き合い、無料相談会や終活セミナーや外国人雇用セミナーなど、新たな取組みを活発に開催するなど、日夜を問わず、熱意をもって活動してこられた、弛まぬ努力の賜物であると、心より敬意を表する次第であります。

行政書士法が昭和26年に制定されて以来、今日までに数度の法改正が行われ、行政書士制度は着実に発展してきました。社会環境の変化やニーズの多様化により、行政書士の皆様の業務範囲は、多岐にわたっております。昨年４月に出入国管理法が改正され、深刻な人手不足に直面されていた中小・小規模事業者の皆様の即戦力となる外国人労働者の受入れ拡大にあたりましても、受入れを考えている事業所に対し、セミナーの講師と相談員をされるなど、新たに発生した社会問題の解決や、超高齢社会において成年後見制度の支援業務にご尽力されるなど、幅広くご活躍されておられます。

時代の変遷により、様々な行政手続に精通した行政書士の皆様に期待される役割は、更に大きくなっていくものと思われますが､引き続き、行政書士の皆様方には、豊富な知見によって、時代の変化や様々な制度改正に柔軟に対応しながら､県民の大きな期待にお応え頂きますよう、心よりお願い申し上げます。

すべての人々がお互いに支え合い、誰もが持続して活躍できる社会を構築するために、創意工夫の取り組みが重要であります。私は、皆様の代弁者として、国政の場において最前線で発信し、ふるさと徳島の創生と創造にこれからも全力で邁進して参ります。

徳島県行政書士会の皆様方には、専門的なお立場から、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、徳島県行政書士会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝とご多幸を心より祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせて頂きます。

新年のごあいさつ

徳島県議会議員　井　川　龍　二

新年あけましておめでとうございます。

皆様には、輝かしい初春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

昨年は、新たな元号・令和が始まり、地方統一選を経て新生県議会がスタートし、本県伝統の”あらたえ”が調進された大嘗祭が行われるなど､新時代の幕開けとなる一年となりました。

また、アジア初開催となった”ラグビーワールドカップ2019”では、ONE TEAMのスローガンの下、選手たちが想いを一つにし、素晴らしい戦いを見せてくれました。私も心を熱くし見守っていた一人ですが、こうしたスポーツを通じて日本全体が明るい方向に盛り上がりを見せております。

さらに、本年は、いよいよ”東京2020オリンピック・パラリンピック”が開幕し、ホストタウン相手国４カ国の事前キャンプが県内各地で実施されることとなっております。私も大会はもとより、各国の選手をお迎えすることに胸を高鳴らせているところですが、夢や希望が膨らむ機運のが高まりを感じており、スポーツのみならず経済が活性化するなど、一層の効果が現れますよう期待を寄せています。

続く、ワールドマスターズゲームズ2021関西では、本県でもボウリング、ゴルフ、ウエイトリフティングなど、一般の方々が親しまれている競技が開催されることとなっており、県内各地でこうしたスポーツの祭典が開催されることにより、こうした中、グローバル化、経済の好循環が進み、県民の皆様がこれを実感できるように、しっかりと後押しをして参ります。

私自身は、昨年から県議会において文教厚生委員会の委員長を拝命し、本県の福祉や教育の向上のための施策に携わって参りました。委員会の中でも、こうした大会をはじめ、今後海外から観光客や労働者・研究者など在留外国人が増加することが見込まれることを踏まえた”医療機関における多言語対応支援”や、小中学生を対象とした”新たな英語力向上の取組”などについての論議を活発に行っております。こうした施策によって、医療や福祉の向上、次代を担う子どもたちの教育の振興が図られますよう、今後とも尽力して参ります。

一方で、行政書士の皆様におかれましても、外国人労働者の受け入れや種々の公営事業の民営化など、かつてないスピードで激変していく社会情勢の中、許認可申請のプロフェッショナルとして、また、ビジネスコンサルタントのスペシャリストとして、ますますそのお力が必要とされ、重要性が増していると感じているところです。皆様に、その豊富な知識と経験を遺憾なく発揮しご活躍していただけますよう、我々も力を合わせて地域の活性化を推進して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後になりましたが、徳島県行政書士会の限りない発展と、会員の皆様のご健勝、ご多幸を心よりお祈り申し上げ、新年のごあいさつといたします。

新年のごあいさつ

徳島県議会議員　岡　本　富　治

昨年は選挙の年。お世話になり、ありがとうございました。

気よく風やわらぐという令和になってはじめての初春です。心をこめてお喜び申し上げます。

災害の多かった昨年は、10月の消費税増税と東京オリンピック・パラリンピックの公共投資の終了が重なり、きびしい景況の中での師走になったと思っておりますが…。今年はさらにきびしい局面が予想されます。だから大型補正予算ということになったのだと思います。

ですが、「明日」という字は「明るい日」と書きます。防災・減災の予算を有効活用して明日をさわやかに令和の世を美しい調和へと!!地方がその良さを実感できる県政のために汗を流してまいります。ご指導よろしくお願いします。

このような社会情勢ですから行政書士会の皆さんのまさに出番です。太いパイプ役としてご活躍いただいておりますこと感謝いっぱいなのですが、さらにご尽力をお願い致します。

ふるさとの心豊かな発展のために、この一年が皆さまにとって「良かったな」と思える年になりますようにひたすらお祈りいたします。

新年のごあいさつ

徳島県議会議員　高　井　美　穂

新春のお慶びを申し上げます。

徳島県行政書士会の皆様には、変わりなく良いお正月をお迎えになられたことと存じます。旧年中は大変お世話になり、誠にありがとうございました。特に４月の徳島県議会議員選挙におきましては、ご推薦をいただき、お蔭様で、三好市から２期目の県議会議員として引き続き仕事をさせていただけることになりました。これからもお役に立てるように一層頑張りますので、ご指導よろしくお願い申し上げます。

昨年、元号が改まり、それに伴う即位の礼や木屋平の麻織物「あらたえ」を献上した「大嘗祭」など重要な宮中行事が無事終わり、天皇皇后両陛下への祝賀ムードあふれる中で、2020年がスタートしました。常に平和を願い、困難の中にある国民に寄り添いながら、日本国民統合の象徴としてのつとめを果たしてこられた両陛下に対し、深い敬意を表し、益々のご繁栄をお祈り申し上げます。

一方、昨年も一昨年に続き、全国的に災害が多く、荒れた年となりました。県も防災対策、県土強靭化対策に１年を通じて取り組んで来ま

したが､次々と想定を上回るような災害が起き、対策の点検や見直しも迫られました。

また、10月に入っては、そごう徳島閉店の衝撃のニュースが県内を駆け巡り、県経済に与える影響や駅前中心市街地の空洞化など多くの懸念が出されています。

人口減少・超高齢化の中で、何をしてもどこを見ても厳しい時代ではありますが、何とか住民の皆さんの命と生活を守るために、知恵を絞りながら、政治がすべきことに取り組みたいと思います。

三好市のような過疎地と徳島市のような県都とその解決にむけての手法は異なると思いますが、自らができることは自助として、地域全体のことは共助として、市や県全体の普遍的なことは公助として、それぞれの立場で、官民公私が協力していけるしくみを作ることが大事だと思っています。

こういう時代に、行政書士会の皆様の知見はますます必要になってきておりますので、更に研鑽を積まれ、多方面でご活躍されることを期待しております。

私も県民生活の安心と安全のための環境（セーフティネット）作り、次世代を担う子ども達の健全育成を中心に、県政の発展に力を尽くしたいと思っております。皆様と共に知恵を出し合い、温かい社会、良い社会を作るためにがんばりますので、一層のご指導ご支援をよろしくお願い致します。

最後になりましたが、徳島県行政書士会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、年頭のご挨拶と致します。

新年のごあいさつ

徳島県議会議員　仁　木　啓　人

令和２年の年頭、また、十二支の始まり「子の年」を迎えるにあたり、新年のご挨拶をさせていただきます。

改めまして、新年あけましておめでとうございます。

旧年中は､阿南市議会議員としての活動から、統一地方選挙において、県議会議員へと貴会御推薦を頂戴し、初陣を飾らせていただき、感謝の気持ちでいっぱいです。

さて、貴会が活動を展開されております、成年後見利用促進法にかかる要請行動について昨年度、地元阿南市に対しての要請書の提出に、私も微力ながら、貴会が推薦、協力関係にあります、住友進一阿南市議、陶久晃一阿南市議とともに、お手伝いをさせていただきました。

平成31年度（令和元年度）当初予算には、貴会が要請されておりました事項の一つであります､「地域連携ネットワーク、中核機関及び協議会等の整備にかかる調査予算の確保」が、阿南市では少額ではありますが採択実現されている現状でもあります。

本格的に、本年より組織の構築が図られることを期待しておりますが、市長交代に伴い、より一層の推薦議員の連携が重要であり、この要請内容の踏襲を阿南市に対して要望する必要が生じているように実感しております。

私も、立場は違えど、地元推薦市議、及び貴会と連携を図りながら､初期の目的が達成され、市民県民の公共の福祉が、より一層、向上充実されるよう精進してまいりたいと決意を新たにしております。

貴会の本年の益々のご繁栄を祈念し、また、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

本年もよろしくお願い致します。

新年のごあいさつ

徳島県議会議員　古　川　広　志

新年おめでとうございます。

徳島県行政書士会の皆様には、日頃より公明党に対しまして、温かなご理解、ご支援を賜りますとともに、徳島県本部が主催する団体ヒアリング等におきましても、毎回ご参加いただき、貴重なご意見、ご要望をいただいておりますことに、心より厚く感謝を申し上げます。

また、令和元年６月３日付けで、徳島県行政書士政治連盟の顧問に委嘱いただきました。前任の長尾県議の後をしっかり受け継ぎ、皆様のお役に立っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

私は、平成27年４月の統一地方選挙で初当選させていただきまして、現在２期目でございます。議員になる前は、県職員として30年余り行政に携わって参りました。その頃から行政書士の皆様には、何かとお世話になっておりました。各種法令が改正される度に手続きも複雑化し、昨年４月には、外国人労働者の受け入れ拡大を目的とした改正出入国管理法が施行されるなど、皆様を必要とするフィールドがますます拡がっていることを感じております。今後とも皆様のご活躍を期待致しております。

さて、近年、「持続可能な社会」という言葉をよく耳にします。これは、裏を返せば、これを実現できなければ、大変な世の中になるということであります。

この社会の持続可能性を阻む要因として、私は大きく３つあると考えております。

１つは、核兵器の問題であります。米ロのINFという枠組みが崩れ、イランや北朝鮮の状況も大変厳しいものがあります。米中ロの新たな枠組みを一日も早く構築しなければなりません。公明党も「平和の党」として、しっかりと役割を果たして参りたいと思っております。

２つめは、地球環境の問題であります。昨年、巨大台風が東日本に大きな被害をもたらし、一昨年は、猛烈な豪雨が西日本を襲いました。極端気象が頻発しております。パリ協定では、気温上昇を何とか２℃までに押さえ込むことを世界各国の共通目標と定め、そのためには、今世紀前半にCO_2排出を実質ゼロにしなければならないことを確認しました。実質ゼロというのは、森林等が吸収できる量以上のCO_2を出さないということです。現在の気温上昇は約１℃。大変ハードルの高い目標ですが、やり遂げなければなりません。

３つめは、国内の問題で、超高齢化と同時進行する少子化による現役世代の急激な人口減少です。2040年には、高齢者１人を1.5人の現役世代が支えなければなりません。

2040年にしても、今世紀前半が終了する2050年にしても、残された時間はそう長くありません。皆様としっかり意見交換をしながら、未来の世代のために、「持続可能な社会」を実現して参りたいと思っております。

最後となりましたが、会員の皆様のご健勝と貴会のますますのご発展を祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

令和元年度
日行連

四国地方協議会 定時総会 報告

報告者

総務部長　森　　和　義

日頃は、本会の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。令和元年度日本行政書士会連合会四国地方協議会（以下、四地協）定時総会についてご報告させていただきます。

日時：令和元年８月２日㈮　14：30 ～ 17：00
場所：ホテルグランドパレス徳島（徳島市寺島本町）
司会：徳島会　桒原道納副会長

１．開会のことば　田岡崇（四地協副会長）

２．開会の挨拶　松村和人（四地協会長）

３．出席者　高知会：田岡崇会長、小松貴広副会長、田中俊次副会長、松本航二総務企画部長／愛媛会：山本大樹会長、久保美代子副会長、伊藤秀樹副会長、廣川忠臣副会長、竹内憙雄副会長、福岡將志政治連盟幹事長、横田圭三コスモス愛媛県支部支部長／香川会：入江宏幸会長、横田稔副会長、松本健士副会長、村井孝之総務部長／徳島会：松村和人会長、桒原道納副会長、河野耕八郎副会長、中川正彦副会長、村上正志副会長、多田令修コスモス徳島県支部会員
オブザーバー：徳島会　森和義総務部長、藤澤健司企画部長、楮本あゆみ広報部長、花野宝祥業務指導部長、西岡章監察部長

４．会議資料及び日程説明

５．議案審議

議長には、当番会である徳島会の松村会長が就任しました。

⑴　平成30年度事業報告について
■事業報告：徳島会 松村会長
第１号議案に対する質疑はなかったため、議長は表決に移り、議場に諮ったところ、異議なく原案どおり承認可決されました。

⑵　平成30年度収支決算報告（監査報告）について
■収支決算報告：徳島会 松村会長
■監査報告：監事 愛媛会 伊藤副会長
第２号議案に対する質疑はなかったため、議長は表決に移り、議場に諮ったところ、異議なく原案どおり承認可決されました。

⑶　令和元年度事業計画（案）について
〈日行連と四地協との連絡会開催について〉
▼高知会 田岡会長より開催日について
令和元年11月22日㈮／午前：コスモス，午後：連絡会、11月23日㈯／午前：政治連盟
以上を予定しているとの報告がありました。
第３号議案についての質疑、表決は、第４号議案と併せて行われる流れとなりました。

⑷　令和元年度収支予算（案）について
■収支予算（案）：徳島会 松村会長
第３号及び第４号議案に対する質疑応答は、「繰越金が増加しているので、研修等を開催してはどうか」との提案や、愛媛会からグループ補助金について説明があった後、徳島会から「農業政策について意見交換する機会を設けてはどうか」「自動車関連でキャッシュレス決済について専門家を招いて勉強会を開いてはどうか」等の提案がありました。他に第３号及び第４号議案に対する質疑はなかったため、議長は表決に移り、議場に諮ったところ、異議なく原案どおり承認可決されました。

⑸　役員改選について
日本行政書士会連合会四国地方協議会会則第６条第４項の規定に基づき、香川会 横関賢二副会長、高知会 田中俊次副会長の２名を監事に選任することについての提案がありました。本提案に対する質疑はなかったため、議長は表決に移り、議場に諮ったところ、異議なく原案どおり承認可決されました。

⑹　その他
①丁種受託者たる行政書士会の対応について
徳島会　中川副会長から「各単位会の現況についてお聞きしたい」との要望を受け、報告がなされました。次に貸切バス事業の更新について言及がなされ、続いて愛媛会より貨物運送事業にかかる研修を行う予定があるとの報告、最後に、香川会よりOSSについて発言がありました。
②外国人関係について　徳島会 松村会長より最近の取り組みについての報告があり、続いて各単位会より報告がなされました。
③民泊について　高知会 田岡会長から「各単位会の現況についてお聞きしたい」との要望を受け報告がなされ、最後に、田岡会長よりご自身が手掛けている事例について報告がなされました。
④コスモス　各単位会よりこれまでの取り組みと現況について報告がなされ、徳島会からは、多田会員、続いて村上副会長より報告がなされました。
⑤政治連盟　各単位会よりこれまでの取り組みと現況について報告がなされ、徳島会からは、村上副会長、続いて松村会長より報告がなされました。次に、愛媛会より各単位会の政連の会費の金額と徴収方法について質問があり、高知会 田岡会長、徳島会 松村会長、香川会 入江会長よりそれぞれ説明がありました。
⑥相談役について　本定時総会においては結論が出ませんでしたが、後日、最終的に本年度は相談役を置かないこととなりました。

６．閉会のことば　入江宏幸（四地協副会長）

総会後は、同ホテル内で懇親会があり、相互に親睦を深めるとともに、活発な意見交換を行うことができました。以上、ご報告申し上げます。

令和元年度

日行連と四地協との連絡会 報告

報告者　業務指導部長　花野　宝祥

令和元年度日本行政書士会連合会（以下、日行連といいます）と四国地方協議会（以下､「四地協」といいます）の連絡会が、去る11月22日（金)、23日（土）の日程で高知市本町にある高知会館において開催されました。

日行連からは常住豊会長（東京会会長）と大塚謙二副会長（富山会会長)、オブザーバーとして日本行政書士政治連盟（以下､「日政連」といいます）から井口由美子会長（熊本会会長）が出席されました。

高知会から田岡崇会長ほか７名、愛媛会から山本大樹会長ほか６名、香川会から入江宏幸会長ほか４名、徳島会から松村和人会長、桒原道納副会長、村上正志副会長、西岡章監察部部長と私５名が出席し、合計28名の会議になりました。

第１日目、日行連との連絡会では、松村会長の開会のあいさつに始まり、田岡高知会会長のあいさつを経て、常住日行連会長があいさつされました。

時代に即答する行政書士制度を目指すとの基本方針の下に、最も国民に身近な存在である行政書士をもっと知ってもらい､「そうだ行政書士に相談しよう」という気運を全国標準にしていく。国民が何か相談事があるときは、行政書士が真っ先に頭に思い浮かぶ存在にならなければならないと話され、連合会会務の指針として３つの共生（地域、役所、他士業者）に加えて、事業承継や相続の悩みを抱えている「金融機関との共生」も含めて４つの共生が重要だと話されました。

具体的には、令和元年度の事業計画として①法改正の推進、②組織の見直しと「行政書士制度調査室」の具体化、③「行テラス」事業の推進、④関係機関との連携強化による行政書士の活躍の場の拡充、⑤行政書士制度のPR活動の強化・充実という５つの課題を着実に実行していくと話されました。

行政書士法改正が、衆議院通過した翌日の会議ということもあり、非常に熱のこもったお話でした。

続いて議案審議に入りました。冒頭、入江香川会会長が、ADR推進本部本部長であることから、推進本部より講師を招き、研修を開催したい旨発言され、四県合同で研修会を開催する方向で検討していくことになりました。

また、各単位会での業務受託の現状について情報交換しあいました。愛媛会では、グループ補助金の窓口申請及び相続人調査。高知会では、経審と入札の審査及び農地の所持人調査。香川会では、香川大学法学部の学生150人に対して行政書士職務に関係する講義を90分15コマ担当しているとのことです。

また、東京会は、空き家の利活用として処分した場合の手続きについて各地域でセミナーのコーディネーター役をしたり、無料相談を実施したりしている。富山会では、外国人の支援相談会を実施しており、熊本会では、空き家の相続人調査を行っているとのことです。

徳島会でも外国人労働者を受入希望の事業者向けにセミナーを開催したり、空き家セミナーを実施したりするなどしており、各単位会が行っている業務受託を参考にし、今後も取り組みを進めていこうと話し合いました。

その他、連合会に対する要望、各単位会の補助者登録手続き、新入会員研修などの取り組みや70周年を迎える行政書士制度の記念事業の企画など、忌憚なく議論がなされました。

第二日目、日政連との連絡会では、来賓として高知県選出で公明党政務調査会長の衆議院議員石田祝稔先生が、お忙しい中出席してくださいました。井口日政連会長より、改正法の衆議院通過の報告とともに、各政党の議員先生方のご理解及びご尽力に対してお礼が述べられました。日政連の取り組んできた経過についても説明され、日行連と日政連が連携してこそ法改正が実現できるとのことでした。石田先生からは、参議院採決に向け引き続き尽力していただけるとの力強いお言葉もいただきました。

続けて、コスモス意見交換会も開催され、各単位会におけるコスモスの取り組みについて情報交換がなされました。常住日行連会長より、日行連とコスモスとが、より一層連携を取り、コスモスの社会的認知を高めていくと話されました。

２日間に渡った連絡会でしたが、両日とも盛会のうちに終了となりました。

以上、日行連と四地協との連絡会についてご報告いたします。

令和元年度

行政書士制度　広報月間活動報告

報告者　広報部長　椿　本　あゆみ

1．実施期間

令和元年10月１日から同年10月31日

2．活動内容

⑴　電話相談

令和元年10月１日10時から16時及び10月15日の10時から16時の２回、徳島県行政書士会事務局で無料電話相談を受け付けました。

各日、２名の会員で対応しましたが、２回合計37件という過去最高件数の電話があったため、一日中、ひっきりなしに電話がかかってくるような状況となりました。

相談内容は、遺言・相続16件、不動産関係５件、農地転用２件と契約、内容証明、土地開発、自動車、外国人関係が各１件、その他９件となっています。

⑵　各支部相談会

広報月間中、通常から毎週火曜に無料相談を行っている徳島市役所のさわやか窓口相談室での４回の相談会と県内各地で徳島中央支部２回、徳島西部支部３回、徳島南部支部３回、徳島北部支部６回、阿波・吉野川支部４回、美馬三好支部１回の無料相談会を行いました。

相談件数は、全相談会合計して36件で、年々、相談件数が減少しています。

相談内容としては、その殆どが遺言・相続の22件で、他に不動産関係５件、法人設立１件、その他８件となっています。

⑶　広報活動

①新聞広告の掲載

1）　令和元年10月１日の徳島新聞朝刊に全面広告をカラーで掲載しました。

最終面に掲載できたこともあって、新聞を見て無料相談の電話をしたという方や新聞に行政書士として名前があったので安心できると思って依頼しますというお客様の声がありました。

2）　令和元年９月29日及び30日、10月８日、12日及び18日の徳島新聞朝刊の情報とくしま欄に無料電話相談と各支部無料相談会の案内が掲載されました。

②テレビへの出演

令和元年10月11日の四国放送のゴジカル！でイベント告知コーナーに広報部で出演しました。

10月が行政書士制度広報月間であることと無料電話相談、各支部無料相談会のPRを行いました。

③チラシの配布

2,000枚のチラシを作成し、公的機関を中心に配布しました。

④マスコミの訪問

令和元年９月24日に徳島新聞社、四国放送、NHK徳島放送局、エフエム徳島を村上副会長、河野副会長、中川副会長と椿本で訪問し、10月が行政書士制度広報月間であることと無料電話相談、各支部無料相談会のPRを行いました。

⑤官公庁の訪問

令和元年９月24日には、マスコミ訪問と同様に徳島県庁総務課、徳島市役所さわやか窓口にも訪問し、行政書士制度広報月間への理解をお願いしました。

3．今後の課題

⑴　無料電話相談では、相談員を１日に３名対応としなければ、休憩を取ることもできない状態であったため、来年からは相談員の増員を検討したいと思います。

⑵　電話相談、対面相談ともに予約制ではないため、どのような内容の相談があるのか予めわかりません。幅広い業務を行っている相談員を配置する必要があり、相談員の選定の際に検討すべきと思います。

⑶　各支部の無料相談会への相談件数減少に何らかの対策が必要と考えます。日程を新聞広告後１週間以内に集中させるとか、相談件数の少なかった会場を変更するなどを検討してはどうかと思います。

そうだ!
行政書士に相談しよう!

行政書士

遺言・相続の手続き　**自動車登録の手続き**　**法人設立※の手続き**（※登記申請を除く）　**風俗営業などの許可申請**

農地転用・開発許可の手続き

暮らしに役立つ　ビジネスに役立つ

許認可、届出など書類作成の
プロフェッショナル!!

外国人の在留資格・帰化について

産業廃棄物の許可申請　**成年後見について**　**契約書の作成**　**建設業許可・経営審査**

10月は
行政書士制度
広報月間です

●日行連公式
キャラクター
行政（ユキマサ）くん

どんなコトでも
お気軽にご相談ください

無料相談会日程

支部名	開催日	時間	場所
徳島	10月1日(火)・8日(火)・15日(火)・29日(火)	午前10時から正午まで	徳島市役所 1階 さわやか窓口相談室
徳島中央	10月19日(土)	午前9時から正午まで	ふれあい健康館 2階 第3会議室 徳島市沖浜東2丁目16
	10月26日(土)		ふれあい健康館 2階 創作活動室 徳島市沖浜東2丁目16
徳島西部	10月5日(土)	午後1時30分から午後4時まで	佐古コミュニティセンター 徳島市佐古4番町7-1
			加茂コミュニティセンター 徳島市北田宮4丁目6-60
			石井町中央公民館 名西郡石井町石井字石井480-1
徳島南部	10月19日(土)	午前9時30分から正午まで	小松島市中央会館 小松島市松島町5-6
		午後1時30分から午後4時まで	阿南ひまわり会館 阿南市富岡町北通33-1
			牟岐町役場 2階 海部郡牟岐町大字中村字本村7-4
徳島北部	10月8日(火)	午後1時から午後3時まで	板野町町民センター 2階 小会議室 板野郡板野町大寺字亀山西169-5
	10月15日(火)	午前10時から正午まで	北島町役場 5階 研修室 板野郡北島町中村字上地23-1
	10月16日(水)		松茂町役場 総合会館2階 第2会議室 板野郡松茂町広島字東裏30
	10月21日(月)	午後1時から午後3時まで	鳴門消防署 3階 会議室 鳴門市撫養町南浜字東浜170
	10月23日(水)		上板町中央公民館 2階 第1会議室 板野郡上板町七條字経塚42
	10月29日(火)		藍住町役場 1階 102会議室 板野郡藍住町奥野字矢上前52-1
阿波・吉野川	10月10日(木)	午前9時から午前11時まで	吉野川市役所 吉野川市鴨島町鴨島115-1
	10月12日(土)	午後1時から午後4時まで	御所の郷 阿波市土成町吉田字梨木原1
	10月12日(土)・13日(日)		キョーエイ山川店 吉野川市山川町前川197-1
	10月16日(水)		西麻植会館 吉野川市鴨島町西麻植字中筋46-1
美馬三好	10月18日(金)	午前10時15分から正午まで	美馬市地域交流センター ミライズ 活動のハコ 美馬市脇町大字猪尻字西分116-1

お近くの地域で無料相談会を開催します!!

行政書士 無料 電話相談

★開催日
10月1日(火)・15日(火)
※台風等悪天候により中止する場合があります。

電話 (088) **679-4440**

★相談時間／
午前10時～午後4時
各種許認可申請・遺言・相続手続きその他

行政書士は秘密を守ることが法律で義務づけられています。
安心してご相談ください。

徳島市

行政書士法人 アクシス・パートナーズ 〒七七〇-〇九〇五 徳島市東大工町一丁目一九 ☎（〇八八）六三五-一五五八
天羽 秀夫 〒七七一-〇一三 徳島市川内町平石夷野四五-一〇 ☎（〇八八）六六五-九三四七
入江 洋行 〒七七〇-八〇三 徳島市大谷町新堤四〇-一七 ☎（〇八八）六六九-四六四六
宇山 善朗 〒七七九-三一二五 徳島市国府町早渕五一〇-三 ☎（〇八八）六四二-八三七七 携帯電話〇九〇-三一八四-四七一一
麻植 義樹 〒七七〇-〇九四二 徳島市昭和町三丁目一七 ☎（〇八八）六七七-六六〇一 E-mail gyosho@awashoei.com
大原 浩一朗 〒七七〇-〇〇〇五 徳島市南矢三町一丁目一-三三 ☎（〇八八）六三三-五六五七
大村 潤 〒七七〇-〇八六六 徳島市末広五丁目二-一八 ☎（〇八八）六二四-三〇三〇 FAX（〇八八）六二四-三〇八二
小川 泰宏 〒七七〇-〇九二六 徳島市中央通二丁目一〇 ☎（〇八八）六二三-九二六〇
楮本 あゆみ 〒七七〇-〇八四七 徳島市幸町三丁目一〇一 リーガルアクシスビル4D ☎（〇八八）六七八-五九〇七
片山 朝生 〒七七〇-〇八二三 徳島市東出来島町三五 ☎（〇八八）六五三-二八〇八
亀井 健士 〒七七〇-〇八六六 徳島市南末広町四丁目五四 ロイヤルコーポ末広201号 E-mail info@gyoseisyoshi.com
川口 晃 〒七七一-一二五一 徳島市応神町古川字戎子野一一四-四 ☎（〇八八）六六五-一一二〇
清崎 功 〒七七〇-八〇七二 徳島市八万町中津浦二四-五二 ☎（〇八八）六二三-〇二一四
熊本 潔 〒七七九-三一二八 徳島市国府町井戸字左ヶ池一四-一 ☎（〇八八）六四三-三三〇六
黒松 克也 〒七七〇-〇〇一七 徳島市佐古七番町七-一八 ☎（〇八八）六一一-六六六一 携帯電話〇九〇-一五〇六-八八八五
近藤 紀代子 〒七七〇-八〇四一 徳島市上八万町西山五二六 ☎（〇八八）六四四-〇三六八 E-mail kondokiyoko@yahoo.co.jp
近藤 秀典 〒七七〇-〇八五一 徳島市徳島町城内六-八七 尾野ビル2F ☎（〇八八）六五五-六五五四
杉本 宏 〒七七〇-〇〇二五 徳島市佐古五番町四-七 ☎（〇八八）六二二-七八九九 E-mail hiro.sg-office@chive.ocn.ne.jp
助田 武博 〒七七〇-〇八一三 徳島市出来島本町一丁目一〇-一 ☎（〇八八）六二五-一一一七
竹内 嘉行 〒七七九-三一二二 徳島市国府町竜王六一-二八 ☎（〇八八）六四二-六六八二
竹尾 恭介 〒七七〇-八〇一二 徳島市論田町本浦下五〇-三八 ☎（〇八八）六六三-四八〇七
竹中 弘義 〒七七〇-〇八六二 徳島市西二軒屋町一丁目二六 ☎（〇八八）六二五-一八九〇
出原 月栄 〒七七〇-〇八六六 徳島市南末広町五-六九-四〇三 ☎（〇八八）六二六-四四二〇
長尾 昇 〒七七〇-〇八五一 徳島市徳島町城内六-一二六 ☎（〇八八）六二二-一一三三 FAX（〇八八）六二五-七三三三
中川 正彦 〒七七一-一一五六 徳島市応神町応神産業団地六-一二 ☎（〇八八）六四一-三八八三
中山 久男 〒七七〇-〇八六一 徳島市住吉一丁目三-三五 ☎（〇八八）六二三-九六六六 FAX（〇八八）六二三-九二一九
仁木 利典 〒七七〇-〇〇四七 徳島市名東町一丁目二六〇-一 ☎（〇八八）六三二-五九六三 FAX（〇八八）六七八-九〇一一
西岡 章 〒七七〇-〇〇二三 徳島市佐古二番町四-七-四〇二 ☎（〇八八）六二三-九五六一
西川 啓仁 〒七七〇-八〇七 徳島市八万町中津山四-九〇 ☎（〇八八）六五三-八六七三
福家 功治 〒七七〇-〇八五五 徳島市新蔵町一丁目七四 ☎（〇八八）六二二-六一八七 E-mail kojifuke@mc.pikara.ne.jp
藤澤 健司 〒七七〇-〇八〇八 徳島市南前川町四丁目一四 船橋設計ビル1F ☎（〇八八）六一一-二五八八
藤本 泰弘 〒七七〇-〇九三七 徳島市富田橋八丁目三六-一 ☎（〇八八）六二五-四九九七
北條 伊織 〒七七〇-〇九四二 徳島市昭和町八丁目四六-二〇 ☎（〇八八）六五四-八八五七
行政書士法人グローカル 松村 和人 〒七七〇-〇八二三 徳島市東出来島町三五 ☎（〇八八）六二四-七九九五
村上 正志 〒七七〇-〇八六七 徳島市新南福島二丁目一-一九 ☎（〇八八）六五七-二二二一
元山 育知 〒七七〇-〇九三五 徳島市伊月町一丁目三〇 ☎（〇八八）六二四-四〇五一
森 和代 〒七七一-四二六一 徳島市丈六町山端一八-一五 ☎（〇八八）六三六-二七一一
森 和義 〒七七九-三一三三 徳島市入田町安都真五九-一 ☎（〇八八）六四四-三三八三
山岡 修 〒七七〇-〇八五一 徳島市徳島町城内六-一三 携帯電話〇八〇-一九二〇-六一七二
山口 九一郎 〒七七〇-〇八二三 徳島市東出来島町三五 ☎（〇八八）六二五-六二六七
山田 和弘 〒七七〇-〇〇〇三 徳島市北田宮四丁目一〇-四五 携帯電話〇九〇-七六一三-五三三九 FAX（〇八八）六三一-七九二八

鳴門市

原 順治 〒七七二-〇〇一七 鳴門市撫養町立岩字七枚一四九 携帯電話〇九〇-三七八一-八七三五 FAX（〇八八）六八六-五六八五
行政書士法人ベルダ 林 清 林 健太郎 〒七七二-〇〇三一 鳴門市瀬戸町堂浦字浦代四一 ☎（〇八八）六八八-一七七〇
森江 大蔵 〒七七二-〇〇三五 鳴門市大津町矢倉字弐ノ越七七-二 携帯電話〇八〇-四二三八-五四六二 URL http://www.daizo3.com/

小松島市

大塚 諭 〒七七三-〇〇一五 小松島市中田町字池ノ内六一-一九 携帯電話〇五〇-三五七八-三一一七 E-mail signpost.tokushima@gmail.com
川﨑 浩 〒七七三-〇〇〇八 小松島市田野町字月ノ輪一〇-九-一〇一 ☎（〇八八五）四七-三九七五 URL http://www.kawa-jimu.jp
﨑水流 渡 〒七七三-〇〇〇六 小松島市日開野町字高須三六-一三 携帯電話〇九〇-四七八六-一二七六 E-mail mizuru@piano.ocn.ne.jp
田邊 正志 〒七七三-〇〇〇一 小松島市小松島町字北浜一六〇-一五 ☎（〇八八五）三八-六五〇八
鶴本 克己 〒七七三-〇〇〇八 小松島市田野町字仮家五〇-二 ☎（〇八八五）三二-六三二五
中原 稔 〒七七三-〇〇二五 小松島市和田島町浜田一六-一四 ☎（〇八八五）三八-一〇一二
埴渕 素史 〒七七三-〇〇〇五 小松島市南小松島町一五-一三 ☎（〇八八五）三八-六五一三
松本 仁男 〒七七三-〇〇一五 小松島市中田町字内開一四-一 ☎（〇八八五）三三-二八一三 FAX（〇八八五）三三-二九一三

阿南市

岩佐 和宏 〒七七九-一六二〇 阿南市福井町袴八三 ☎（〇八八四）四九-二七三〇
岩佐 勝江 〒七七四-〇〇四二 阿南市横見町中川原二八-一 ☎（〇八八四）二二-二五二九
上原 明宣 〒七七四-〇〇三〇 阿南市富岡町車ノ口一六-二 携帯電話〇九〇-三一八九-二六八一
野村 康介 〒七七九-一一〇一 阿南市羽ノ浦町宮倉前田二八-一二 ☎（〇八八四）四九-一三三七 FAX（〇八八四）四九-一五三八
花野 宝祥 〒七七九-一四〇一 阿南市内原町山下六八-一 ☎（〇八八四）二六-一一五七
丸山 満秋 〒七七四-〇〇一三 阿南市橘町東中浜一六五-一 ☎（〇八八四）二七-三二四七
山内 博仁 〒七七四-〇〇四五 阿南市宝田町川原一二九-六 ☎（〇八八四）二三-一七二二

吉野川市

阿部 芳浩 〒七七九-三三〇一 吉野川市川島町山田字新原一五八-一 携帯電話〇九〇-七一四九-五六三二
池田 正人 〒七七九-三四〇一 吉野川市山川町翁喜台八二-一 ☎（〇八八三）四二-六一八八 E-mail masa77@arrow.ocn.ne.jp
大西 伸一 〒七七九-三三〇四 吉野川市川島町宮島六九九-一 ☎（〇八八三）二五-三九八八
金山 嘉久正 〒七七六-〇〇一〇 吉野川市鴨島町西麻植字江川一七三-四六 ☎（〇八八三）二四-三六四五
鎌田 真一 〒七七六-〇〇一〇 吉野川市鴨島町西麻植字中筋一四二 ☎（〇八八三）三六-九八三〇 E-mail kamada.shinichi@taupe.plala.or.jp
粟原 道納 〒七七六-〇〇〇三 吉野川市鴨島町内原四四 ☎（〇八八三）二二-〇二三六
中口 徳義 〒七七六-〇〇一〇 吉野川市鴨島町鴨島六四六-一 ☎（〇八八三）二四-四八〇三
野村 菊子 〒七七六-〇〇一四 吉野川市鴨島町知恵島一三三一-九四 ☎（〇八八三）二四-三五八八

阿波市

黒田 孝二 〒七七一-一七〇一 阿波市阿波町大原四 ☎（〇八八三）三五-二七七七
黒田 康志 〒七七一-一六〇六 阿波市阿波町南整理三〇六-七 ☎（〇八八三）三五-三七三三
坂東 博司 〒七七一-一五〇六 阿波市土成町土成字山ノ本一四五-一 ☎（〇八八）六九五-三七七二
吉本 健二 〒七七一-一五〇七 阿波市土成町吉田字城根木六九-五 ☎（〇八八）六九五-二五三三

美馬市

青山 千予美 〒七七九-三六一〇 美馬市脇町大字脇町三三七-一 ☎（〇八八三）五三-一三一四
大西 正之 〒七七七-〇〇〇五 美馬市穴吹町穴吹字奈良坂一〇-五 ☎（〇八八三）五二-五八九一
小笠 功 〒七七一-二一〇七 美馬市美馬町字城四七 携帯電話〇九〇-四九七八-六一九四 FAX（〇八八三）六三-四九〇五
尾崎 理 〒七七九-三六〇二 美馬市脇町大字猪尻字若宮南七一-一 ☎（〇八八三）五二-三四七五
河野 耕八郎 〒七七九-三六〇二 美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南九八-一 携帯電話〇九〇-八二八五-六一三六
喜多 直樹 〒七七九-三六一〇 美馬市脇町木ノ内三七八八-二 ☎（〇八八三）五二-一一七七
北川 香 〒七七九-三六〇二 美馬市脇町大字猪尻字東分七四 ☎（〇八八三）五二-三九三二
中山 芳明 〒七七七-〇〇〇五 美馬市穴吹町穴吹字盤若四三-三 ☎（〇八八三）五二-〇五九〇

三好市

嵯峨 勝 〒七七八-〇〇〇三 三好市池田町イケミナミ一九二三 ☎（〇八八三）七二-一四四五
山口 宰弘 〒七七八-〇〇〇二 三好市池田町マチ二三〇三-一 携帯電話〇九〇-一三三七-一九一二

板野郡

落合 敬祐 〒七七一-〇二〇三 板野郡北島町中村字中内二一-一 ☎（〇八八）六七七-五二一二
柿本 育伸 〒七七一-〇二〇三 板野郡北島町中村字川田二一-一 ☎（〇八八）六九七-一三三三
河野 昭夫 〒七七一-一三〇三 板野郡藍住町奥野字矢上前八五-五 ☎（〇八八）六九二-四八三三
河野 耕一 〒七七九-〇一〇二 板野郡板野町那東字白髪屋敷一-五 ☎（〇八八）六七二-四四〇四
渋谷 文章 〒七七一-〇二〇四 板野郡北島町北村字壱町四反地六四-一三 ☎（〇八八）六七八-六一三九
多田 令修 〒七七九-〇一一六 板野郡板野町唐園字香殿ノ北五 ☎（〇八八）六三七-五七〇八
友兼 仁 〒七七一-一二五三 板野郡藍住町矢上字安任八三-四 ☎（〇八八）六九二-〇四七一 URL http://hitoshi12.com
中野 真吾 〒七七一-〇二〇一 板野郡北島町北村字三町地三三-一 ☎（〇八八）六九八-七九三三 E-mail n-shingo@grape.plala.or.jp
橋本 正 〒七七一-〇二〇五 板野郡北島町江尻字山王宮一七-一 ☎（〇八八）六九八-一七七三
福田 光剛 〒七七一-一二一三 板野郡藍住町勝瑞字正喜地六四-七 ☎（〇八八）六七八-二一七二

海部郡

宮原 英夫 〒七七九-二三〇一 海部郡美波町赤松字寺野一六二-一 ☎（〇八八四）七九-三一五〇

勝浦郡

小坂 守 〒七七一-四三〇五 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田五一-二 ☎（〇八八五）四二-一〇五六

三好郡

井河 靖司 〒七七九-四七〇一 三好郡東みよし町加茂二四六八-一 ☎（〇八八三）八二-六二一八
山内 正美 〒七七九-四七〇一 三好郡東みよし町加茂二五二四-六 ☎（〇八八三）八二-四三三八

希望会員のみ掲載（五十音順）

徳島県行政書士会

〒770-0873 徳島市東沖洲二丁目1番地8（マリンピア沖洲内） ☎088-679-4440 FAX.088-679-4443
◉E-mail info@toku-gyosei.org ◉URL http://www.toku-gyosei.org/

★ホームページにて業務内容や行政書士に関する法律Q&Aなど情報満載!! ぜひ、ご覧ください。

徳島県行政書士会 🔍検索

右のコードより簡単にホームページにアクセスできます。

無料相談所開設のご案内

◉日時：毎月第一水曜日（10月は除く）
午後1時～午後4時まで
◉会場：徳島県行政書士会事務局
※該当日が休日の場合は、翌日以降の事務局開業日に行います。詳しくはお問い合わせください。

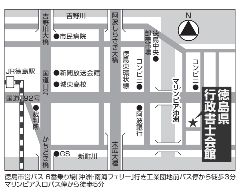

徳島市営バス 6番乗り場「沖洲・南海フェリー」行き工業団地前バス停から徒歩3分
マリンピア入口バス停から徒歩5分

一般社団法人
コスモス成年後見サポートセンター
徳島県支部

～ 安心のお手伝い ～
私たち行政書士は、成年後見制度をとおして、日々の安心をお届けいたします。

県内13カ所で、成年後見に関する無料相談会を開催中!
※詳しくは左記の徳島県行政書士会ホームページをご覧ください。

支部事務局／徳島市東沖洲2丁目1-8 マリンピア沖洲 徳島県行政書士会館内
☎088(679)4440 FAX.088(679)4443

理事、支部長、監察委員合同会議報告

令和元年９月11日（水）本会会議室において、理事、支部長、監察委員合同会議が開催され、次の議題について審議を行いました。

１．令和元年度行政書士制度広報月間の実施について
広報月間実施基本要綱（案）について、協議の結果、原案どおり承認された。

２．監察委員の委嘱について
６名の監察委員の委嘱について承認された。

３．会員の処分について
森総務部長から会員の処分案について説明があり、協議の結果、次回理事会で改めて協議することになった。

４．会費滞納者等の措置について
森総務部長から、会費滞納者等の措置について説明があり、協議の結果、提案どおり承認された。

５．丁種封印について
中川副会長から、丁種封印業務について手続きの流れと今後の予定について説明があり、協議の結果、承認された。

６．農地法（第３、４、５条）申請に係る委任状について
藤澤企画部長から委任状（案）について説明があった。協議の結果、会長、担当者に一任することで了承された。

７．支部長会正副議長の選任について
支部長会の正副議長の選任について、協議の結果、議長は藤本支部長、副議長は花野支部長に決定した。

８．会員名簿の改刷について
森部長から会員名簿の見積もりについて説明があり、金額の安い業者に決定した。

９．その他
1) 役員合同会議、令和２年度定時総会の日程及び場所について
議長から説明があり、提案どおりに決定した。
役員合同会議　令和２年１月24日(金)
令和２年度定時総会　令和２年５月16日(土)
場所　サンシャイン徳島

理事会　報告

令和元年11月28日（木）本会会議室において理事会が開催され、次の議題について審議を行いました。

１．令和元年度行政書士制度広報月間の実施報告について
行政書士制度広報月間の事業報告書について、協議の結果、報告書のとおり日行連に提出することに決定した。

２．会員の処分について
森総務部長から会員の処分案について説明があり、協議の結果、原案どおり承認された。

３．定時総会、定期大会について
松村会長から、令和２年度定時総会、定期大会に合わせて行政書士制度70周年記念式典を開催したいとの提案があり承認された。

４．その他
1) 台風19号災害支援金について
2) 補助者の廃止について
3) 法教育の実施について
4) 農業委員の登用について
5) 行政書士試験実施報告について

理事会終了後、防災対策委員会と総務部合同による避難訓練を実施した。

避難訓練にて

鳴門市長 表敬訪問

報告者　広報部長　椿　本　あゆみ

令和２年１月６日に松村会長、河野副会長、村上副会長、徳島北部支部の森江副支部長と椿本が徳島北部支部長でもある谷副市長に同席いただき、泉理彦鳴門市長を表敬訪問しました。

外国人の受け入れについて、会長から労働者としての在留許可手続きだけでなく、定着して納税住民としての外国人が増加するようにサポートしていきたい考えを説明したところ、市長から鳴門市はバングラデシュと日本で最初の友好都市提携を結ぶ予定があるため、今後、バングラデシュから鳴門市へ外国人が来ることが活発になると考えられ、是非、行政書士の積極的な支援を希望するとのお話がありました。

行政書士会からの要望として、農業委員への中立委員登用の要望をしたところ、市長はご自身の農業委員会事務局での業務経験からも行政書士のような手続きの専門家が中立委員として農業委員に入ることは非常に有益と思われるので、次回の改選の際には検討したいとの回答をいただきました。また、非行政書士への対策として、農業委員会等の窓口に非行政書士排除のためのプレート設置等への協力を要望したところ、担当課と協議して進めるようご指示をいただきました。

コスモス成年後見サポートセンターの後見人制度活用の要望書を提出したことについては、市長から高齢化社会への対応として鳴門市基本計画の第７次計画に後見人制度の活用を盛り込む予定であるとのご説明がありました。

市長からの要望としては、市の職員を増やすことは厳しい時代でもあり、行政手続きのプロである行政書士と協調していくことで職員の業務負担を軽減できるようにしたいと考えているため、行政書士会からもいろいろな提案をしてほしいとのお話がありました。更に、各種審議会の委員に行政書士会の推薦会員を登用したいとのお考えもあるとのことで、行政書士会として、市町村からの委員推薦依頼に適切な人員を推薦できる体制の整備を希望されているとのことでした。

年明け早々に令和２年最初の訪問者として鳴門市をお訪ねできたことは、今年の鳴門市と行政書士会の友好的な協力関係の発展に大いに期待が持てるものとなりました。

コスモス徳島 ふゆだより

一般社団法人
コスモス成年後見サポートセンター
報告者　徳島県支部長　村　上　正　志

あけましておめでとうございます。コスモス成年後見サポートセンター徳島県支部（コスモス徳島）の活動にご理解頂いておりますこと、誠にありがとうございます。

徳島県支部では、県内各地域において成年後見に拘わる無料相談をコスモス会員によって行っているところです。

コスモス徳島県支部としましては、平成28年４月13日に公布された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」により、阿南市において利用促進基本計画の策定を行うための制度利用促進審議会が昨年５月29日開催されました。審議会委員の中に徳島県行政書士会推薦の岩佐和宏会員が審議会委員として参加し、利用促進基本計画の作成に参画しています。

昨年10月21日には阿南市での審議会委員に参画できた事について、政治連盟とともに訪問し、挨拶をして参りました。

コスモス徳島県支部では、県内市町村において利用促進基本計画策定段階からの委員としてコスモス会員が参加できるよう要請書（陳情）を徳島県行政書士会と歩調を合わせて推進していこうとしております。

本年１月６日の官庁御用始めで鳴門市長最初の公務として徳島県行政書士会が訪問をいたしました。これには当会松村会長の申し出により、谷重幸鳴門副市長のご尽力により実現しました。この訪問により、既に阿南市において提出している要請書（陳情）内容を鳴門市にも提出し鳴門市の協力を仰ぐこととなりました。また、鳴門市長からは、コスモスの審議会委員のみならず他の審議会委員への行政書士の参加を検討して頂けるお言葉を頂きました。

昨年就任された連合会常住豊新会長のもと、コスモス成年後見サポートセンターは日行連との連携強化も謳われることとなり、今後より一層の専門職後見人として成年後見制度の利用普及を促進する組織作りが出来ると思われます。

「日本行政」2020年１月号にも掲載されております、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター近況報告には、日行連とコスモスが改めて協定書を取り交わしたとの記事があります。このように日行連の支援が明確化されましたことは、コスモスが成年後見制度のさらなる飛躍に向けた活動に邁進できるような基盤が出来てきたことを意味するものです。

さて、昨年10月30日には虎ノ門タワーズオフィス６階 Room 7 で一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター第９回定時社員総会が開催されました。

事業報告、決算報告の可決承認決議の後、定款の一部改正決議がありました。これは「成年被後見等の権利の制限に掛かる措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律」の基づくもので当法人定款第12条第１項第２号の資格喪失要件を削除するものです。その後、第10期事業計画案、収支予算案の可決承認決議後役員の改選があり、新理事長には大阪府支部高尾明仁会員が就任されました。その他、業務管理委員会委員及び綱紀委員の選任も議案通り可決されました。

これからも、コスモス徳島県支部ではコスモス会員入会促進、また研修やセミナーを通しまして成年後見制度の普及促進を図って参りたいと考えております。

徳島北部支部

新年賀詞交歓会

報告者　副会長　村　上　正　志

令和２年１月13日午後５時より藍住町の「みちよ亭」において徳島北部支部の新年賀詞交歓会が開催され、本部より松村会長と私がお招きを頂きました。

北部支部からは、谷重幸支部長はじめ８名の支部会員が出席をされ、新年の挨拶とともに、支部から単位会に対する意見、要望等を聞くことが出来、今後の会運営の参考となる交歓会であったことをご報告いたします。

自動車関係報告

報告者　副会長　中　川　正　彦

昭和から平成、平成から令和。時代は新しい“令和”の時代へと移り変わっております。

自動車関係の業務におきましても、昭和21年（1946）道路運送法の施行（警察から運輸省管轄に）から73年の年月が過ぎております。

徳島県におきましては、昭和25年（1950）の保有車両1,352両より令和元年（2019）現在普通車軽含め615,385両を保有するに至っております。昭和21年からすると約455倍。

この間、当初「徳島県陸運事務所」は徳島市下助任町４丁目に、昭和29年には徳島市東出来島町２丁目に移転されましたが、自動車の普及により10年後の昭和39年徳島市矢三町石橋（その後の住居表示により徳島市南矢三町２丁目）にて運輸業務が行われておりましたが、皆様もご存じのとおり平成８年現在の徳島市応神町応神産業団地１番地１に移転、この間に徳島県陸運事務所より四国運輸局徳島運輸支局として業務が行われております。

私達行政書士における自動車の登録業務も、昭和45年（1970）自動車登録検査業務電子情報処理システム稼働により電算化による処理（マークシート方式で全国の住所コードブックが必要でした）片仮名表記の検査証となりました。それ以前は手書き表記であったそうです。その後、昭和63年（1988）漢字表記対応になりＢ５判（現在のOCRシート）の原型が誕生。平成８年（1996）システム更改によりＡ４判化されるに至っております。

局と行政書士、警察と行政書士、自動車業界と行政書士、関係団体と行政書士と、この間における諸先輩方々のご苦労により、徳島県における関係は他県とは違ってより良い関係であったと思っております。この間のご尽力にお礼を申し上げます。

さて、時代は“令和”。これからの自動車関係業務について報告をさせていただきます。

封印関係につきましては、平成30年より“出張封印”を業務として開始されております先生方々もいらっしゃると思いますが、30年以前の“出張封印”につきましては、ユーザーが個人で所有・使用者の登録で県外からの転入による登録等の制限がありましたが、その後改正により現在の“出張封印”となっております。

また、本年は“丁種封印”による業務が出来るようになりました。ただ、当初予定しておりましたスタートが遅れることとなり、会員皆々様には大変ご迷惑をおかけしたこと、申し訳なく思っております。

この“丁種封印”につきましても、昨年前期までは再々封印については認められておらず、業務としては“出張封印”で充分との見解もありましたが、昨年９月の時点で現在の“丁種封印”による規則の整備がされました。ただ他の単位会におかれましては、この“丁種封印”により今までの“出張封印”は必要ないと判断され、“出張封印”を廃止された単位会もあったと聞きました。ところが実質この“出張封印”の契約は必ず必要でありましたことや、全国で統一されたマニュアルもなく業務を先行された単位会があり、いろいろな問題が出てきました。

ここでは問題点については差し控えさせていただきますが、これら問題点を少しでも無くしたうえで会員の皆様にご案内をと考え、本年８月末に講習会と確認考査を実施させていただきました。まだまだ登録者の方は少ないですが、今後登録していただける会員が増えますよう努力をしていきたいと思っております。

ただ、会員の皆々様に御理解をいただきたいのですが、この後お話をさせていただきますＯ

ＳＳ（ワンストップサービス）と、“封印”業務は密接な関係に成り立っています。簡単に出来る業務と思い行うことで、“封印”を止められる事になれば、ＯＳＳは私達の業務から離れていくと思っております。“出張封印”におきましては、封印の管理者が他の団体でありますが、“丁種封印”の場合は行政書士自身になり、責任は重大であります。安易な考えでの実施は控えていただきたいと思います。下記資料（封印の委託範囲等・封印委託一覧表）にもありますが、“自動車登録に十分精通した行政書士”とあり、実施者は各県行政書士会・行政書士であり、自ら登録書類を作成（制限）し、出張封印方式（方式）により行うものとされています。

他の単位会では“封印”と“ＯＳＳ”は別物との考えの先生がいらっしゃるとお聞きしておりま

封印の委託範囲等

国土交通省

種別	受託者の事業形態	委託範囲	再委託の範囲	
			受託者の事業形態	再委託範囲
甲種	ナンバープレートの交付代行者	全ての手続	日本輸入自動車組合の輸入車ディーラー	・出張予備検査を受けた新車
			丙種以外の指定登録事業者	・自ら販売する中古自動車 ・変更、移転登録（乙種及び丙種の販売する自動車を除く） ・再交付、交換、再封印
			自動車登録業務に十分精通した行政書士	・新規・変更・移転登録（乙種及び丙種の販売する自動車を除く） ・再交付、交換、再封印
			優良自動車整備事業者	・変更、移転登録（乙種及び丙種の販売する 自動車を除く） ・再交付、交換、再封印
乙種	型式指定車の新車販売業者	・自ら販売する自動車に係る新規登録 ・変更、移転登録 ・再交付、交換、再封印	自販連	自ら販売する自動車に係る新規登録（OSS申請に係るもの）
			自動車登録業務に十分精通した行政書士	委託範囲に同じ
丙種	各都道府県の中古車販売協会	・構成員自ら販売する自動車に係る新規登録 ・変更、移転登録 ・再交付、交換、再封印	各都道府県の中古車販売協会の構成員たる中古車販売業者 再々委託 自動車登録業務に十分精通した行政書士	委託範囲に同じ
離島	西表村	甲種に同じ	なし	
丁種	各都道府県の行政書士会	・新規・変更・移転登録（乙種及び丙種がその者において行政書士に再委託又は再々委託できる場合を除く） ・再交付、交換、再封印	自動車登録業務に十分精通した行政書士 再々委託 委託元の丁種たる行政書士会が自動車登録業務に十分精通すると認めた行政書士	委託範囲に同じ

封印委託一覧表

種別	実施者	制限	方式	新規登録（新車）車両法７条３項	新規登録（中古車）車両法７条３項	移転登録 車両法１４条	変更登録 車両法１４条	構造変更 車両法１４条	再交付 交換 車両法１１条２項	番号変更 登録令４３条	封印き損 滅失の再封印 車両法１１条４項	整備取外しの再封印 車両法１１条６項	行政処分の再封印 運送法４１条３項
甲種	（分室含む）		事業場出張封印方式	○（管轄内）	○（管轄内）	○（管轄内）	○（管轄内）	○（管轄内）	○（管轄内）	○（管轄内）	○	○	×
甲種の名において	日本自動車輸入組合の輸入自動車販売事業者	新規：輸入車特別取扱い制度に基づく出張予備検査を行った自動車	出張封印方式	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	各都道府県の行政書士会に所属する自動車登録業務に十分精通した行政書士※２	新規・移転・変更依頼を受け、登録書類を作成した自動車であって乙種、丙種構成員の販売する自動車を除く	出張封印方式	○	○	○	○	×	○（管轄内）	○（管轄内）	○	○	×
	指定整備事業者※３	新規：自ら販売 移転・変更：乙種・丙種構成員が販売する自動車を除く	出張封印方式	×	○	○	○	×	○（管轄内）	○（管轄内）	○	○	×
	車体整備事業者※４	移転・変更：乙種・丙種構成員が販売する自動車を除く	出張封印方式	×	×	○	○	×	○（管轄内）	○（管轄内）	○	○	×
乙種	型式指定車の新車販売業者	すべての自動車	事業場施封センター方式	×	×	○	○	×	○（管轄内）	○（管轄内）	○（管轄内）	○（管轄内）	×
			出張封印方式	×	×	×							
		自ら販売	事業場施封センター方式	○	○	○	○						
			出張封印方式	×	×	×							
	新車輸入ディーラー H25.3.8国自情２３９号	自ら輸入し自ら販売		○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
乙種の名において	各都道府県の行政書士会に所属する自動車登録業務に十分精通した行政書士	すべての自動車	出張封印方式	×	×	○	○	×	○（管轄内）	○（管轄内）	○（管轄内）	○（管轄内）	×
		委託する乙種が販売		○	○								
	日本自動車販売協会連合会	自ら販売する自動車に係る新規登録（OSS申請に係るもの）	出張封印方式	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
丙種	各都道府県の中古車販売協会	すべての自動車	事業場巡回施封方式	×	×	○	○	×	○（管轄内）	○（管轄内）	○（管轄内）	○（管轄内）	×
			出張封印方式	×	×	×							
		構成員が販売	事業場巡回施封方式	○	○	○	○						
			出張封印方式	×	×	×							
丙種の名において	丙種の構成員 丙種の構成員を通じた行政書士	すべての自動車	出張封印方式	×	×	○	○	×	○（管轄内）	○（管轄内）	○（管轄内）	○（管轄内）	×
		通じた構成員が販売		○	○								
丁種	各県行政書士会	自ら登録書類を作成	事業場巡回施封方式 出張封印方式	○※１	○※１	○※１	○※１	×	○（管轄内）	○（管轄内）	○（管轄内）	○（管轄内）	×
丁種の名において	行政書士		出張封印方式										

※１：出張封印（自動車登録番号標復返納等）をする際は、出張封印確認書を２通提出させ、１通は確認印を押印して受託者に返付。もう１通は交付代行者から回付されるまで保管する。
（施封後は取外した自動車登録番号標を遅滞なく交付代行者に返納等しなければならないため。）
出張封印する場合で自動車登録番号標を後返納等する場合は交付後１５日以内にしなければならない。支局等は交付代行者から回付されない旨報告を受けた場合は封印取付受託者に連絡すること。
※２：乙種及び丙種の構成員の販売する自動車を除く。
※３：中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協業組合又は中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協同組合にあっては当該組合の組合員を含む。
※４：優良自動車整備事業者認定規則（昭和２６年運輸省令第７２号）別表に定める車体整備作業１種又は２種として認定を受けた優良自動車整備事業者に限る。

す。見解の相違と思いますが、安易な考えのもと“封印”業務を扱うことで、会及び会員各位に対して多大な迷惑をおかけするものと考えるものであります。

丁種封印の最後に、各単位会の丁種封印の受託状況でありますが、令和１年11月25日時点の“日本行政書士会連合会”ホームページに掲載されております下記資料（各単位会丁種封印の受託状況）を掲載させていただきます。再々委託に係る規則改正がまだ行われておりません県が12県程あります。

各単位会丁種封印の受託状況

NO	単位会	所在地の支局との委託契約の有無	都度渡し/前渡し	再々委託に係る規則改正
1	北海道	○	都度渡し	○
2	秋田	○	都度渡し	○
3	岩手	○	都度渡し	○
4	青森	○	都度渡し	○
5	福島	○	都度渡し	
6	宮城	○	都度渡し	○
7	山形	○	都度渡し	○
8	東京	○	都度渡し	○
9	神奈川	○	都度渡し	○
10	千葉	○	都度渡し	
11	茨城	○	都度渡し	○
12	栃木	○	都度渡し	○
13	埼玉	○	都度渡し	○
14	群馬	○	都度渡し	○
15	長野	○	都度渡し	○
16	山梨	○	都度渡し	
17	静岡	○	都度渡し	○
18	新潟	○	都度渡し	○
19	愛知	○	都度渡し	○
20	岐阜	○	都度渡し	
21	三重	○	都度渡し	
22	福井	○	都度渡し	○
23	石川	○	都度渡し	
24	富山	○	前渡し	○
25	滋賀	○	都度渡し	○
26	大阪	○	前渡し	○
27	京都	○	都度渡し	○
28	奈良	○	都度渡し	
29	和歌山	○	前渡し	○
30	兵庫	○	前渡し	○
31	鳥取	○	都度渡し	○
32	島根	○	都度渡し	○
33	岡山	○	都度渡し	○
34	広島	○	都度渡し	○
35	山口	○	都度渡し	○
36	香川	○	都度渡し	○
37	徳島	○	都度渡し	○
38	高知	○	都度渡し	
39	愛媛	○	都度渡し	
40	福岡	○	前渡し	○
41	佐賀	○	都度渡し	○
42	長崎	○	前渡し	
43	熊本	○	都度渡し	
44	大分	○	都度渡し	○
45	宮崎	○	都度渡し	
46	鹿児島	○	前渡し	○
47	沖縄	○	前渡し	○
	沖縄（宮古・八重山）	○	都度渡し	○

R1.11.25時点

当会会員の皆々様にはご心配等をおかけしましたが、当会も本年連合会に報告をさせていただき下記表に記載のとおり、都度渡しによる再々委託に係る規則改正に○が入っておりますのでご確認をいただければと思います。

ただ、この表にあります再々委託に係る規則改正がまだ行われておりません県につきましても､実際は改正されている県もあると思います。これは、実質業務を開始した場合に、地元の先生については知っておりますが、他県の先生については面識もなく、まして“封印”を送ることは一抹の不安が残ることで報告がされていないのではと思います。

小さな綻びから、大きな穴にならないようにと考えておりますので、会員皆々様のご意見等をいただけますようお願い致します。

次に、そのワンストップサービス（ＯＳＳ）についてでありますが、国土交通省のＯＳＳ対象地域の拡大とした表によりますと、平成31年（令和元年）度以降予定地域は「山形」「山梨」「長野」「石川」「三重」「香川」の６県、未定の地域は「京都」「高知」「徳島」の３県です。

この未定の地域も次の資料（自動車検査証電子化の基本コンセプトの概要・自動車検査証の電子化に向けた検討スケジュール）にありますように、自動車検査証電子化が実施されますと“ＯＳＳ”に登録業務が移行されるものと思われます。ただ、月末及び年末についての登録業務については現在の紙ベースが残るのではないでしょうか。ＯＳＳ申請のタイムラグが現在はあるので。しかし、この考えも３年後となりますと、技術は日進月歩で進んでおりますので今後の動向に注意をしていかなければと思っております。

また、自動車検査証電子化が実施されることで、ユーザーによる申請は減少するものと推測されます。整備におきましても、新しい整備士

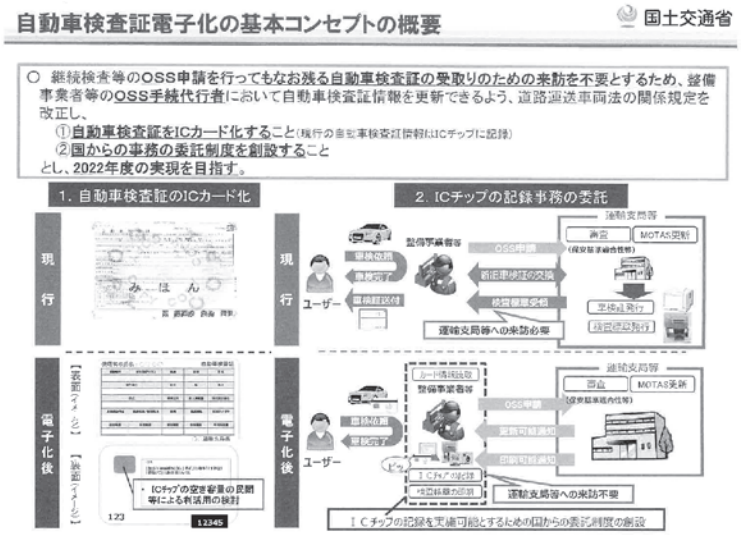

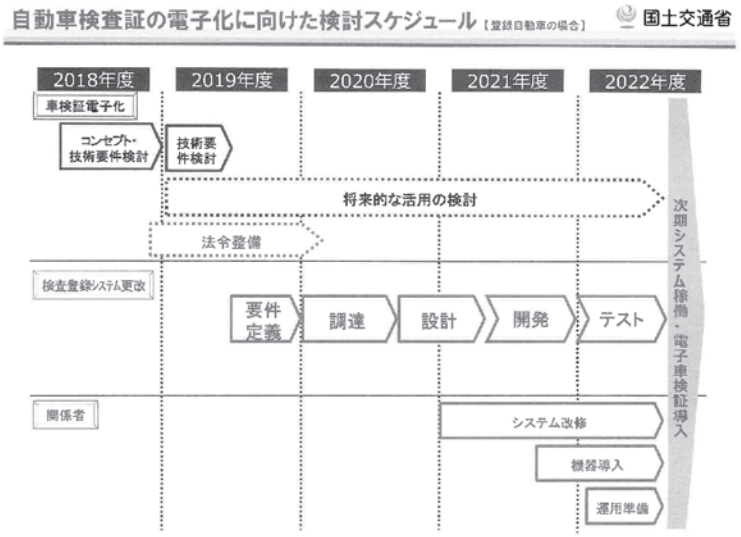

免許が新設される予定との情報もあり、ユーザー車検も今後どのようになるか不透明なところであります。

このように、ＯＳＳが本格的に全国で稼働し電子化が進んで来ることにより、紙ベースの書類は姿を消すものと思われますが、車庫証明書におけるステッカー、ナンバープレート、そして封印が物として残ります。

先に述べましたが､今“出張封印”“丁種封印”を安易に考えることが今後の業務（ＯＳＳを含め)の支障になるのではと考えておりますので、徳島会会員皆様のご理解をいただけますよう、本報告書をもって再度お願いを申し上げます。

登録業務ではありませんが自動車関係の書類といたしまして照会させていただきますが、一昨年旅客自動車運送事業に係る一部法改正があり、一般貸切旅客自動車運送事業更新許可申請書の提出が義務付けられました｡これは、改正以前では一般貸切旅客自動車運送事業の許可をいただくと会社等を閉じるまで更新といった手続きは必要がなかったのですが、改正により全事業所(改正前に許可をいただいている事業所も含め）に５年に一回更新手続きの義務が発生しました。

この更新書類については、会社の決算関係書類を含め、かなりの知識等が必要とされる書類となっております。

このように、今後も新たな書類等を含め自動車に関係する書類等については、新しい時代にあった業務書類になるものと思います。封印のみ委員会を別にすることは、今後のことを考えますと時代の波に乗り遅れるのではないでしょうか。

本年の総会時に述べさせていただきましたように、今後の自動車関係につきましては業務研修・講習会等迅速に対応ができ、また、トータル的に判断・実行ができるように一昔前にありました“自動車交通部”と言われた組織に近いものを、業務指導部の中に置くことが必要ではないかと思っておりますので、今後とも会員皆々様のご理解ご協力合わせてご指導をいただけますよう宜しくお願い致します。

以上、自動車関係のご報告とさせていただきます。

ADR 裁判外紛争解決手続
研修に参加して

報告者　監察部長　西　岡　　章

1 日　時　令和元年10月26日㈯～27日㈰の２日間

2 場　所　大阪府行政書士会　３階大会議室
（大阪市中央区南新町１-３-７ ）

3 講　師　香川県行政書士会 ADRセンター香川センター長 大山真哉氏
研修名称　「調停スキルに関する研修」（基礎編）

4 出席者　北は新潟福島、南は鹿児島の全国19単位会から男女合計23名。
ADR本部指導員：大阪会 高尾明仁会長、入江宏幸本部長（香川会長）他４名

5 ADRについて

平成30年２月当時、青山業務指導部長が研修を受けられ「2018夏号行政とくしま」に「日行連ADR調停人候補者実践セミナー報告」と題して詳細報告されており、また日行連も同年の「月刊日本行政５月号」に掲載している。ADRは法務大臣から認証を受けた単位会によって取扱い種類に若干の違いはあるが、主として

- ペット関連　• 外国人の職場、教育環境関連
- 賃貸住宅の敷金返還、原状回復関連
- 自転車事故関連

等のトラブルであり、現在では埼玉県が離婚や相続関連にも関与出来る模様。

6 研修状況

⑴　**研修第１日目**

①１時限目：まず調停の歴史

大山講師曰く「私達は不確実性の高い時代に生きている。白黒を付けられない争いが増加しており自己解決は不確実性に対する適応方法の１つ（話し合い、理解、納得）である。ADRの手続は社会の法化現象に対する対応策として考えられた」、「アイスブレイク」、「パラフレイジング」、「リフレイミング」、「サマライジング」、「(IPN) イシュー・ポジション・ニーズ」○×●※…と難解。しかし今回の研修は３日分を２日に凝縮した内容であり短期間に多くを学んで欲しいとの親心を知る。

②午後３時30分～　本研修第１回目の「ロールプレイ」　調停人役当たる

【想定事案】○申立人：２匹の犬を飼う40歳代独身男性、会社員（課長職）
○相手方：田舎から夫婦で引越。多量の荷物持参。70歳代老女、無職

〈両者の関係〉マンション隣室同士。別問題で互いに悪印象。某日犬を歩かせる男性とエレベーター内で老女遭遇。その犬に突然吠えられ驚き足で追い払う際におしっこを掛けられた老女激怒。「犬を殺処分するよう保健所に言う！」。男性は一旦謝罪するも売り言葉に買い言葉で揉め収拾付かず。［男性からADRセンターへ］

◎**調停人の対応ポイント**

①申立人、相手方の順に交互に充分自己主張をさせる。重要部分の言葉をメモ。この言葉を引用し両者の思いを代弁する。これは両者に不公平感や隔靴掻痒的感覚を与えず「調停人は私の主張通り全てを相手に伝えてくれた。私の思いが相手に伝わった」との満足感や信頼感を与える。

②両者が無意識に相手の話に頷いたり同調する等の言動あれば合意の可能性は高い。

③あくまで両者間で解決策を見出させる事を意識。両者から不満不快の感情や主張を充分吐き出させる。そして「敵対」から「理解～協調～納得」に繋がる方向性を示しながら最終目的の「合意」へ導く。

⑵　**研修第２日目**

①午前中は講義。午後からロールプレイ２件

②研修終了後の検討会…想定事案が想定外へ行って時間切れとなった旨報告する班もあった。

③その他～検討会を終え講評を受ける。アンケート用紙提出。これで全ての日程終了。

２日間（３日？）で親しくなった仲間全員との別れを惜しみつつ会館を後にした。

⑶　**研修の感想**

①今まで代書人的認識が根強い市民からもADRによって「行政書士は色々なトラブルの相談にも乗ってくれる。頼れる街の法律家だ」と呼ばれるに相応しい業務となる。

②ADRに関しては日弁連と日行連が協定を結び総論的には前進しているが、各論では非弁行為を助長させる虞から強い反対論がある。このように弁護士会からの厳しい視線上にある行政書士会としては各単位会も弁護士会との具体的協議を重ねる必要がある。

また常日頃から複雑・特異な案件は弁護士に指導を受ける等、非弁行為の絶無が不可欠。

その他にも課題は多く一朝一夕で認証を得るのは難しいが手を拱いているだけでは何の進展もない。手間暇掛けても１つずつ課題を乗り越えた先にADRが現実のものとなる。

○**その他**　全国からの参加者であり、真剣な中にも時々訛が入る等、和気藹々の中で進行しました。徳島会と同じく未認証の単位会も複数ありますが、着々と取得に向けた活動を進めていました。我が徳島会の皆様にもADRの必要性をお伝えして本研修の報告とします。

外国人 採用ノウハウ

報告者　総務部 副部長　山　田　哲　矢

表題の件について、下記のとおりご報告いたします。

〈セミナーの概要〉

日時：2019年10月11日（金）13：30～16：30

場所：ろうきんホール

参加人数：60人～ 70人程度

当会からの出席者：会長含め10人

目的：外国人材を採用したことのない事業者の方々にも分かりやすく、採用する際の法的注意点や具体的手続き等を説明する。

参加対象：外国人採用を検討している事業主・人事労務担当者、大学等高等教育機関関係者、協同組合等管理団体関係者、支援機関関係者、自治体関係者、一般

主催：徳島県、公益社団法人徳島県労働者福祉協議会

共催：徳島県行政書士会、徳島県プロフェッショナル人材戦略拠点

後援：徳島労働局、徳島県経営者協会、徳島県商工会議所連合会、徳島県商工会連合会、徳島県中小企業団体中央会、徳島県中小企業家同友会、（一社）徳島経済同友会、徳島地域留学生交流推進協議会、（公財）徳島県国際交流協会、徳島県社会保険労務士会、徳島新聞社、（一財）自治体国際化協会

〈セミナーの内容〉

基調講演「これだけは知っておこう！外国人採用のポイント」（50分）

当会の松村会長がパワーポイントと資料を使い、外国人採用時の法的注意点等について講演。

外国人採用に関する意見交換（50分）

- 外国人の採用に関し、９つのグループ（１グループ６～７人）に分かれて意見交換を行う。
- 各グループには当会から出席した行政書士１名がアドバイザーとして参加し、全員が意見表明できるよう場を調整。
- 最後に、各グループで意見をまとめ代表者が発表。

個別相談会（60分）

- 当会から出席した行政書士９名が外国人採用に関する個別相談に応じた。松村会長は各会員をサポート。

詳細内容

基調講演「これだけは知っておこう！外国人採用のポイント」では、下記の点等について講演していただきました。

- 労働力不足の解決策の１つとして、外国人の活用が注目されていること。
- 外国人の採用に当たって、労働保険・社会保険上の観点、および入管法上の観点からの具体的注意点。
- 外国人を採用した場合、生活習慣や日本語の習得についても十分配慮する必要があること。
- 日本そして徳島へ外国人に来てもらうために、官民一体となって法律・環境を整備し、魅力を発信していく必要があること。
- 「外国人採用に関する意見交換」では、下記の課題等について発表がありました。

「日本人より安い労働力」として外国人を雇用すると痛い目を見る。最低賃金・雇用保険・社会保険・割増賃金等は日本人と同様に扱わなければならない。さらに、組合に対し入会金・年会費・管理費等を支払わなければならない場合もあり、日本人を雇用するより人件費がかかることがある。

外国人を雇用したい企業と、日本で働きたい外国人をマッチングする機関がない。またはマッチングする機関の存在を企業側が知らない。

外国人を雇用するためには、まず、外国人に日本に来てもらわなければならない。そのためには、日本が外国人にとって魅力がなければならないが、現状、アジアでの日本の優位性は低下している。

- 「個別相談会」では、出席した行政書士がそれぞれ、相談者の質問に応じました。私が担当した相談は下記のとおりです。

組合関係者の方から「特定技能」及び「登録支援機関」についてのご質問を受けました。一般的な質問であったため、法務省が発行している資料で回答することができました。

〈所　感〉

今後も、同様のセミナーが開催される際には、行政書士会が積極的に関わっていくことが重要であると感じました。

なぜなら、現在、外国人制度の大きな改変期にあるからです。つまり、国は特定技能外国人を今後５年間で最大345,150人受け入れる計画を立て、それに伴い、官公庁・民間でも様々な制度改革・意識改革の必要性に迫られることが予想できます。

そして、改変期には多数の問題が発生します。発生する問題をチャンスととらえ、問題解決に積極的に貢献することが、長い目で見れば、行政書士の知名度向上にもつながると感じました。

Seminar

とくしま 空き家活用セミナー

報告者・講師　副会長　河　野　耕八郎

令和元年11月28日に徳島県西部総合県民局美馬庁舎で行われた、一般社団法人アンド・モア主催のセミナー概要を以下に記載します。

空き家等対策の推進に関する特別措置法（以下、空家法という）と行政書士法についてご説明致します。

空き家は十分に管理されていれば問題ありませんが、放置期間が長引くと不審者の不法侵入や廃棄物の不法投棄により周囲に悪影響を及ぼす可能性があり、また瓦の落下、家屋の倒壊により人命に損害を与える危険があります。そして高齢化が進み空家は増加の一途をたどることが予想されます。

このような中、空家対策法が平成26年に成立しました。本法律は「適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに…空家等の活用を促進するため…総合的に計画し、もって公共の福祉の増進と、地域の振興に寄与することを目的とする」ものです。

一方、行政書士法は昭和26年に成立し、「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて国民の利便に資すること」と規定されています。これまで数々の改正があり、直近では「国民の権利利益の実現に資すること」が明記されました。

行政書士は許認可等に関する聴聞、弁明、その他の意見陳述の手続きにおいて官公署に対してする行為を代理でき、空き家対策に関わることができます。

さて、空家法では空き家等の調査の５日前までに通知し、その後、特定空き家等に対する措置として助言、指導書、続いて勧告書があります。この過程で行政書士に相談を希望される方がいらっしゃいます。（空家法第９条、第14条参照）行政書士は空家法を理解した上で、最善の対応策や空き家の活用を提案し、行政の助言や指導、勧告を無視することのないようにも提案します。

次に、勧告したにもかかわらず改善措置が行われなければ命令を実施する段階になり、通知書を交付し相手に意見書と自己に有利な証拠提出の機会を与え、公開による意見の聴取も請求できる旨も伝えます。命令後、履行期限までに改善の見込みがないときは、行政代執行が行われます。（空家法第14条）

代執行を実施するにあたっては相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは代執行をなすべき旨をあらかじめ戒告され、代執行を予告します。但し、非常の場合又は危険切迫の場合、この戒告を経ないで代執行できる旨が規定されています。いずれにしても動産の搬出等ある程度の配慮が必要であり相応の期間を確保し、その間に義務者自ら動産の搬出等を行うべき旨を令書に付記することが代執行をスムーズに行うポイントとなります。

代執行完了後は、義務者から代執行に要した費用を徴収します。行政代執行法第５条に「実際に要した費用額」とあり、特定空家等を除却した場合、除却工事、動産の処分、搬出、保管、隣接家屋調査等の費用が発生します。

立入調査の段階で立入調査を拒み妨害すると20万円以下の過料となります。この場合、非訟事件手続法第119条以下に従った手続で市町村が管轄裁判所に違反事実を証する資料を添付し、裁判所に過料事件の告知をします。

この一連の空家法の法的流れの随所で行政書士は空き家所有者等の要請に応え、相談、書類作成、代理により担当官庁との折衝がスムーズに進み、納得のできる顛末を期待できます。費用面、各段階での納得できる対応、空き家活用のあらゆる角度や視点の提案ができます。例えば民泊、介護、福祉、児童支援施設等の他用途への転換です。一例として古民家の活用で成功したカフェレストランがございます。（https://www.facebook.com/lovingcafe520/）

行政書士は空き家対策においてこれらに関する許認可申請の代理・代行等を行い、空き家解消にも取り組んでまいりたいと存じます。

大規模災害時

外国人対応 想定訓練について

報告者　企画部副部長　大　原　浩一朗

令和元年11月９日、徳島県商工労働観光部国際課と（公財）徳島県国際交流協会主催の大規模災害時外国人対応想定訓練について報告させていただきます。場所は（公財）徳島県国際交流協会があるクレメントプラザ６階「とくしま国際戦略センター」と屋上を利用して開催されました。

訓練内容は、昨年とほぼ同じ内容でしたが、相談支援機関による相談会の訓練は、昨年は部屋の中で行われましたが、今年は屋上スペースで行われました。より沢山の参加者に訓練の様子を見てもらえるようにするためだそうです。

相談会の訓練の前に、徳島市職員による非難所体験（ブルーシートによる居住区画設置、発電機を使用したライトの設置、簡易トイレ設置等）や徳島県中央警察署警察官による簡易タンカの作り方、徳島市東消防署消防士による消火器使用体験、徳島県職員による情報提供アプリの紹介が行われました。タンカでの運搬とか消火器を使用し的を倒す訓練は講師の方がその場で参加希望を募るのですが、外国人の方々は積極的に参加して進行もスムーズに行われていました。日本人は自分が参加しますと手を上げる人は少ないと思います。講師の方々もユーモアを交えて説明し、和やかに体験訓練が出来たと思います。

その後、災害時外国人相談センターの開設、多言語情報提供、通訳ボランティアの派遣、避難所の巡回訓練が行われました。実際に大規模災害が起こったときには、県国際課から相談センターに、災害状況、インフラ関係、交通機関情報、医療機関情報、宿泊施設情報等が提供され、翻訳された情報を相談センターに掲示されるとともに、避難所や宿泊施設等に届けられ、役立ててもらうようになっています。

次に私が参加した、相談会の訓練です。２名相談者がいて、１名はタブレット端末を使い、テレビ電話で被災していない場所の通訳と話しをして相談を聞き、もう１名は訓練に参加している通訳ボランティアの方に通訳をしてもらうという２パターンの訓練を行いました。タブレットを使用した訓練は、最初はスムーズに行えていましたが、他にも数箇所タブレットを使用しているブースがあり、途中から混線し接続出来なくなったので、通訳ボランティアの方を交えて、訓練を続けました。電子機器は便利ですが、全てを電子機器に頼るのは危険ということが良く分かった訓練となりました。

全ての訓練が終わったあとは、非常食の試食です。非常食といっても、普通のレトルト食品です。最近は技術も発達し、長期保存可能なレトルト食品とか缶詰もあるので、普通のスーパーで売られている食品でも非常用として十分対応できると思います。また、訓練は屋外で行われたので､少し肌寒かったですが､温かいスープも提供してもらいおいしくいただけました。それと今年は、イスラム教徒の方も食べられるハラルのカレーも用意されていました。

情報網の発達により、日本に来る外国人にも日本は自然災害が多いということは伝わっていると思います。特に日本で暮らし始めた人にとっては心配だと思います。こういった訓練の機会は日本で暮らす外国人にとっては、とても良いことだと思いました。

日本弁護士連合会主催の

第62回 人権擁護大会 に参加して

報告者　監察部長　西　岡　　章

1　開催日時　令和元年10月３日㈭～４日㈮の２日間

2　開催趣旨　（「　」内は日弁連の言葉を引用）

日本弁護士連合会では、「弁護士の使命に基づき人権問題の調査、研究と人権意識の高揚に資するため、毎年人権擁護大会を開催し、当連合会の人権擁護に関する活動状況を報告、発表し、重要な人権問題について宣言・決議をしている」ものであり、本年度（第62回人権擁護大会）は徳島県において開催されることが決定。

3　シンポジウム　10月３日㈭ 12:30～18:00まで

◎会場／テーマ　ＪＲホテルクレメント徳島
（徳島市寺島本町西１-61）

〈第１分科会〉取調べ立会いが刑事司法を変える
～弁護人の援助を受ける権利の確立を～

（参加理由）～日本国憲法に基づく司法制度や人権保障が極めて正しく確立された日本においてさえ突然私達の身に降りかかるかも知れない危難の１つ。それは身に覚えのない罪で捜査機関に逮捕されたり取調べを受ける事である。このような「冤罪」の温床となる取調べに、当初から弁護士の立ち会いが実現すれば理想的な刑事司法制度が確立される。その実現に向けた熱き議論を期待した。

①シンポジウムの状況

⑴第１部　基調報告
川上　有（第１分科会実行委員会事務局長）

⑵第２部　これが取調べだ！その体験を語る

〈ビデオメッセージ〉

・村木厚子氏：厚労省郵便不正事件
・青木恵子氏：保険金目的の実娘放火殺人事件
・女子大生：今年１月愛媛県松山市発生の窃盗事件

〈女子大生の代理人による講演〉

・安藤陽介弁護士（愛媛県弁護士会）

②第３部　取調べ立会いの実践報告（３名）

（※第４部～第５部　紙面の都合上割愛）

〈寸劇〉「取調べ立会いが実現したらこうなる？！」

○想定事件…知人と口論の末、所携の刃物で刺殺し逮捕された男性

場面：検察官室（検事と被疑者）～殺人か傷害致死か等の判断をする取調べの山場～

弁護人なしの場面：検事が終始リード。言葉は傷害致死らしき内容で説明するが調書には殺人罪適用可能の「相手が死んでも構わないと思って刺した」と未必の故意を含めた調書を作成した。

女性弁護士が取調べに立会う場面：取調べ中、何回か中断をさせて検事に指摘。犯行時も「相手が金属棒を持って殴り掛かったので避けながら刺した」等、緊迫した現場の状況と共に被疑者の正当防衛的心理を的確に代弁した。

4　第62回人権擁護大会　10月４日㈮ 10:00～17:00

◎会場　阿波銀ホール（徳島県郷土文化会館）
（徳島市藍場町２-14）

①弁護人の援助を受ける権利の確立を求める宣言

②個人通報制度の導入と国内人権機関の設置を求める決議案

③冤罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議案

5　大会の感想

①分科会～独断と偏見により証拠品を捏造してまで真犯人に仕立てられる冤罪。このような冤罪の完全防止には当初から弁護人が立会う取調べが理想と実感。

②徳島県警の冤罪～「徳島ラジオ商殺し事件」で逮捕された故富士茂子さん。

弁護人も聴衆側の席から「再審の無罪が確定したこの地で、再審法の速やかな改正に向けた議論がなされる事に感慨深いものがある」と噛み締めるように述べた。

冤罪という短い言葉の中に取り返しのつかない罪の深さを痛感。

③冤罪は「取調べは我々の権限」、「自供は真犯人の証拠。自供を取ればそれが真実」と宣う一部捜査官による「人権無視」と「偏見・手抜き」が原因。捜査機関は真摯かつ客観的な組織捜査を遂げて「真の犯人」を見極めて欲しい。

○徳島市で開催された大会は実に33年ぶり。全国から参加した多数の弁護士による生の事件と世界各国の趨勢も含んだ高度かつ貴重な人権擁護大会でした。

○結論～万一の時「私達の人権を守り無実を証明してくれるのは弁護士以外にない」ことを改めて痛感した次第です。

新入会員の紹介

落　合　敬　祐　【徳島北部支部】　入会日　令和元年８月１日

入会の動機／税理士としての業務を主に行っていますが、行政書士の皆様と連携した仕事をしたいと考えた為です。

取 扱 業 務／相続・遺産分割、会社・法人に関する業務

自 己 Ｐ Ｒ／令和元年より気持ち新たに行政書士登録できました事を嬉しく思います。今後ともよろしくお願い致します。

趣味・特技／旅行

久　原　孝　子　【美馬三好支部】　入会日　令和元年８月１日

入会の動機／行政経験を生かし、少子高齢化・人口減少社会の課題等に、行政書士業務を通じて貢献したいと思い、入会いたしました。

取 扱 業 務／農地・土地開発、遺言・相続・遺産分割

自 己 Ｐ Ｒ／関連法等の知識を深め、依頼者のニーズに応えられるよう業務に取り組んでまいります。ご指導よろしくお願いいたします。

趣味・特技／ゴルフ、洋裁

寺　西　佳　史　【徳島北部支部】　入会日　令和元年８月15日

入会の動機／開発許可を業務にしたいと考え入会しました。

取 扱 業 務／開発許可等

自 己 Ｐ Ｒ／土地家屋調査士も兼業しております。よろしくお願い致します。

趣味・特技／山歩き、スキー

藤　井　太　資　【徳島中央支部】　入会日　令和元年10月15日

入会の動機／一般企業を退職し、家業（会計士・税理士事務所）入らせて頂くにあたり、お客様の利便性及び、地域の皆様の発展へ少しでも貢献できればと思い、登録・入会させて頂きました。

取 扱 業 務／会社法人関連、建設業許可・経営審査、遺言・相続・遺産分割、自動車登録業務等

自 己 Ｐ Ｒ／監査法人での会計監査他、一般製薬企業での個別連結決算、税務実務の他、中国現地合併会社の財務責任者、及び現地子会社２社の監査役等を経験し、学生時代を含め、９年の中国滞在歴があります。今後は、これらの経験も活かしつつ、行政書士業務へも取り組ませて頂き、少しでも皆様のお役に立てる様、努力してまいります。

趣味・特技／サッカー、読書、旅行、中国語

徳島県行政書士政治連盟から報告

報告者　幹事長　村　上　正　志

日頃、徳島県行政書士政治連盟の運営及び活動につきましてご協力頂きありがとうございます。また地方選挙におきましてはご協力賜りましたことお礼申し上げます。

行政書士は、行政書士法を根拠として報酬を得て書類の作成をし、また法により独占的業務が認められているのですが、日々進化する社会状況や変化する経済状況に対応するために、行政書士法及び関連法規を改正していかなければ、新しい分野への参入が阻まれて業務領域の拡大どころか、他士業による業務領域への侵食を受ける事になります。

この様なことを踏まえて政治連盟では、我々の社会的な認知向上及び職域拡大に理解をされ、法改正や施策に対し積極的に関与して頂ける議員様の国政選挙をはじめ地方選挙での推薦や応援を行ってきております。

行政書士にとっての基本法である行政書士法について、会員の皆様は既にご承知のことかと思われますが、この度の第200回国会（臨時会）において「行政書士法の一部を改正する法律案」が両院全会一致を持って可決成立し、令和元年12月４日に公布されました。これは、日政連及び各支部をはじめ、日行連及び単位会また制度推進議員連盟、懇話会の役員の先生方や衆参国会議員の先生方のご理解とご協力の賜物であります。

この様な活動結果として法改正の実現となったわけでありますが、この活動の原動力となるのは日政連及び日行連の中央省庁に対する日々の折衝行動であり、またそれを支える政治活動資金であります。こういった活動趣旨をご理解頂きまして政治連盟への参加をお願いするものであります。

政治連盟での行動は結果として、行政書士会員全てに対して恩恵をうけられるものとなります。徳島県支部としましても、さらなる法改正に向けた日政連、日行連の応援協力を行って参りたいと思っております。今後とも会員皆様のご理解ご協力を頂けますようお願い申し上げます。

さて、令和２年１月17日（金）には、正午より東京都港区赤坂のＡＮＡインターコンチネンタル東京に於きまして、日本行政書士会連合会、日本行政書士政治連盟、一般社団法人コスモス

やまびこ

徳島県行政書士政治連盟ＰＲ

成年後見サポートセンター共催による「令和２年新年賀詞交歓会」が催されました。

今年から新たにコスモス成年後見サポートセンターも共催となり参加することとなりました。衆議院議員総務大臣政務官　木村弥生先生の挨拶に始まり、日政連顧問片山先生、野田先生等日頃お世話になっておられる先生方や日行連会長、日政連会長、コスモス理事長等の挨拶の後に鏡割りが行われ交歓会が進行しました。他県の役員様とも旧交を温めることができ、それぞれの単位会の課題等を伺うことが出来ました。

交歓会お開きの後、松村会長と共に衆議院第一議員会館、第二議員会館及び参議院議員会館を訪問しました。徳島県支部に関係する福山守先生、後藤田正純先生、山口俊一先生、中西祐介先生、三木亨先生、片山さつき先生へのご挨拶に参りました。

片山先生は、行政書士登録をされており、取分け外国人労働者等特別委員会委員長、住宅土地・都市政策調査会副会長等行政書士業務に関連する政務に携われている事もあり、日頃から松村会長とも関わりを持たれておりますので訪問させて頂きました。片山先生は在室しておられ、突然の訪問にも拘わらず、部屋にお通し頂き貴重なお時間を取ってまで、当会の要望に耳を傾けていただけました事、また直面する課題についてのお話しをお伺いすることができました事は、当政治連盟を運営していく上で力強いものを感じました。

徳島県行政書士政治連盟として今後もっと幅広い見地から、行政書士が関わることの出来る公的な職域の拡大をも考える必要があるとの認識で活動すべきではないかと思われます。地方における議員活動、さらには国政での議員活動を応援することで我々行政書士の今後の発展を推し進めることが出来るように頑張っていきたいと思います。

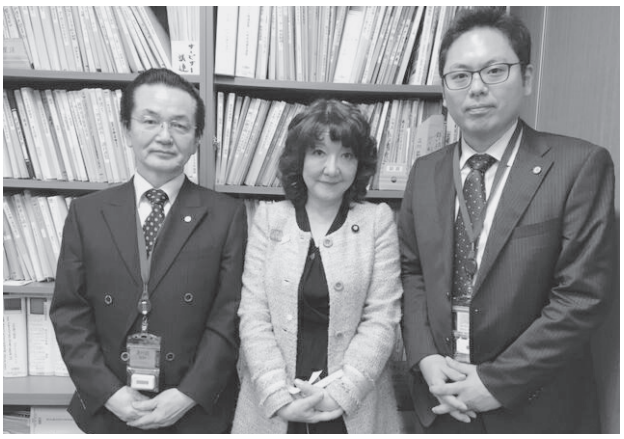

◆◆◆ 政連事務局日誌 ◆◆◆

令和１年　10月31日　• 日政連政務情報特別委員会（於東京）開催　北條副会長　出席
　　11月23日　• 日政連との連絡会兼参加政連による意見交換会（於高知）開催
令和２年　１月16日　• 日政連支部長会・幹事会（於東京）開催　松村会長　北條副会長　出席

令和元年度

行政書士試験実施につきまして

試験場責任者　菜　原　道　納

去る11月10日、佐古駅前にありますJA会館におきまして、行政書士試験が実施されました。出願者数は251名、このうち受験者は181名で、約３割の70名が欠席でありました。今回の試験で、書士会の次代を担っていただける合格者はさて何人生まれることになるのでしょうか、期待と共にそんな思いが過りました。

本年は昨年より２名少ない体制で試験実施に臨みましたが、私の力不足にも拘らずつつがなく終了できましたことは、従事していただいた会員、及び事務局職員各位の真摯なご協力があったればこその結果と考えております。また当日は早朝より夕方までの長丁場にて、大変お疲れになりましたであろうこと、この場をお借りし、当該皆様に対し改めまして厚く御礼申し上げます。

過去５年間の出願者数の推移を見てみますと次のようになっております。

年　　度	全国出願者数・人	前年度比・%	徳島県・人	前年度比・%
平成27年度	56,965	▲8.4	290	▲10.1
28	53,456	▲6.2	260	▲10.4
29	52,214	▲2.3	275	5.8
30	50,926	▲2.4	260	▲5.5
令和 1	52,388	2.9	251	▲3.5

平成15年度の96,042人をピークにほぼ減少の一途をたどっており、本年度と比較してみれば、半減に近い45パーセントの減少となっている状況です。

この原因は、少子化だけの問題だけではなく様々な要素が絡んでいると考えられますが、実施団体の行政書士試験研究センターと行政書士会、連合会がスクラムを組んで取り得る対策を早急に打たなければ、危機的状況に陥るのではと危惧いたします。

我々が取り得る数少ない対策として考えますと、試験実施に際しては会場の受験者皆様に対して、受験に集中できる雰囲気や言葉遣い、また誠実な対応が求められているのではないでしょうか。試験従事者から不必要な声掛け、大柄な態度、言葉遣いで大変嫌な思いをすることのないように。日々の業務においても依頼者等との対応に充分注意を払うことが、行政書士のブランディングに、引いては将来の行政書士制度が揺るぎのないものに、ひょっとするとそれらと共に出願者の増加へと繋がるのではと、今回の行政書士試験に携わりそんな思いもまた過った次第です。

令和２年１月29日に行政書士試験結果が発表され、徳島県の合格者は、18名（合格率9.9%）でした。

業務研修会開催報告

丁種封印・出張封印・OSSについて

とき　令和元年８月31日（土）
午後２時から３時30分

ところ　本会会議室

講師　徳島県行政書士会
封印管理委員長　中川　正彦

入管申請取次実務者研修会

とき　令和元年９月20日（金）
午後１時30分から３時30分

ところ　本会会議室

講師　徳島県行政書士会 会長　松村　和人

著作権相談員養成研修

とき　令和２年１月18日（土）
午前９時30分から午後５時30分まで

ところ　本会会議室

行政書士業務と成年後見制度について

とき　令和２年１月28日（火）
午後２時から４時

ところ　本会会議室

講師　コスモス成年後見サポートセンター
徳島県支部
幹事　河野　耕一

事務局日誌

◆8月
2日・日行連四国地方協議会定時総会（於サンシャイン徳島）開催
3日・特定行政書士法定研修（於本会会議室）開催
7日・行政書士会無料相談所（於本会会議室）開設
7～8日・日行連正副会長会、常任理事会（於東京）開催　松村会長　出席
17日・特定行政書士法定研修（於本会会議室）開催
19日・総務部会（於本会会議室）開催
20日・企画・業務指導部合同部会（於本会会議室）開催
22～23日・日行連申請取次行政書士管理委員会（於愛知）開催　松村会長　出席
24日・特定行政書士法定研修（於本会会議室）開催
29～30日・日行連総務部会（於東京）開催　松村会長　出席
31日・業務指導部実務研修会（於本会会議室）開催

◆9月
4日・行政書士会無料相談所（於本会会議室）開設
4～5日・日行連正副会長会、常任理事会、法改正推進委員会(於東京)開催　松村会長　出席
11日・理事・支部長・監察委員合同会議（於本会会議室）開催
18日・日行連法改正推進委員会（於東京）松村会長　出席
20日・入管申請取次実務者研修会（於本会会議室）開催
24日・報道関係まわり（行政書士制度広報月間の広報活動のため）
25～26日・日行連総務部会（於新潟）開催　松村会長　出席
26日・日行連常任理事会、会長会（於新潟）開催　松村会長　出席

◆10月
1日・行政書士電話無料相談（於本会会議室）開催
2～3日・日行連正副会長会、常任理事会（於東京）開催　松村会長　出席
3～4日・日弁連第62回人権擁護大会（於クレメント徳島、ほか）開催　西岡監察部長　出席
11日・友好団体懇談会(於グランドパレス)開催　藤澤企画部長、大原企画副部長　出席
15日・行政書士電話無料相談（於本会会議室）開催
17～18日・日行連総務部会（於東京）　松村会長　出席
20日・特定行政書士法定考査（於本会会議室）開催
23～24日・日行連正副会長会、常任理事会（於東京）開催　松村会長　出席
26～27日・令和元年度調停スキルに関する研修（於大阪）開催　西岡監察部長　出席
30日・総務部会（於本会会議室）開催

◆11月
6日・行政書士会無料相談所（於本会会議室）開設
10日・行政書士試験（於徳島県ＪＡ会館）
12～14日・日行連正副会長会、常任理事会、理事会（於東京）開催　松村会長　出席
22日・日行連と四地協との連絡会（於高知）開催
25日・広報部会（於本会会議室）開催
28日・理事会（於本会会議室）開催
・避難訓練
29日・友好団体懇談会（於グランドパレス）開催　藤澤企画部長　出席

◆12月
4日・行政書士会無料相談所（於本会会議室）開設
4～5日・日行連正副会長会、常任理事会（於東京）開催　松村会長　出席
6日・正副会長会（於本会会議室）開催

12～13日・日行連総務部会（於東京）開催　松村会長　出席
14日・なんでも無料相談会(於徳島県立中央テクノスクール　ろうきんホール)開催
19日・日行連正副会長会（於東京）開催　松村会長　出席
26日・事務局仕事納め

◆1月　6日・徳島県、徳島市、鳴門市ほか新年あいさつまわり
7日・事務局仕事始め
・行政書士会無料相談所（於本会会議室）開設
15日・災害WG2019年度第２回意見交換会議（於徳島弁護士会館）開催
大原企画副部長　出席
15～16日・日行連正副会長会、常任理事会、理事会、総務部会（於東京）開催
松村会長　出席
17日・日行連新年賀詞交歓会（於東京）開催　松村会長、村上副会長、
北條経理部長　出席
18日・業務指導部実務研修会（於本会会議室）開催
22日・広報部会（於本会会議室）開催
24日・役員合同会議、新年互礼会（於サンシャイン徳島）開催
28日・業務指導部実務研修会（於本会会議室）開催
28～29日・日行連OSS・封印業務担当者会議（於東京）開催　中川副会長　出席

会員の動静
【8月～1月】

入　会

■ 新規登録

落合　敬祐	徳島北部支部	R1.8.1
久原　孝子	美馬三好支部	R1.8.1
寺面　佳史	徳島北部支部	R1.8.15
藤井　太資	徳島中央支部	R1.10.15

■ 法人届出

行政書士法人 ミキ企画	徳島中央支部	R1.9.20
行政書士法人 SBCパートナーズ徳島支店	美馬三好支部	R1.10.11
行政書士法人 きずな徳島	徳島北部支部	R1.11.7

退　会

岡久　建城	徳島南部支部	廃業	R1.8.31
田中　敏彦	徳島南部支部	廃業	R1.9.30
奥谷　雅晴	徳島北部支部	廃業	R1.12.25
原田　達雄	徳島北部支部	死亡	R2.1.24
加藤　昭治	徳島中央支部	廃業	R2.1.31
長戸　慶始	徳島中央支部	廃業	R2.1.31
松田　憲治	徳島南部支部	廃業	R2.1.31

〔訃報〕 徳島北部支部　原田達雄会員のご冥福をお祈りいたします。

株式会社 全行団

行政書士の皆さまの毎日を
しっかりとサポートするために、
業務や生活に必要な保険から、専門書籍、
用品販売などの豊富なメニューをご用意。
あったら嬉しい、無くてはならないサービスを
ご提供いたします。

行政書士賠償責任補償制度
東京海上日動火災保険株式会社
行政書士業務における様々な「賠償事故」を補償し、事務所の健全な経営をサポート

新団体医療補償制度
東京海上日動火災保険株式会社
長期療養時の損失を補償
就業不能時の損失を補償
病気・ケガの入院を補償
加入者の方全員に医療相談等の付帯サービスをご提供

確定拠出年金・個人型
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
対象：20歳以上60歳未満の国民年金に加入している方

詳しくはホームページをご覧ください https://www.zengyodan.co.jp/

全行団
〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階
TEL:03-6450-1622 FAX:03-6450-1623

株式会社全行団は日本行政書士会連合会及び地方協議会から出資を受けた行政書士の福利厚生、事務所運営サポートを目的とした営利法人です。

19-TC00070 2019年4月作成

電子申請支援システム建設業統合版

Windows10/8.1
(32bit/64bit 対応)

建設業許可 / 経審 / 評点シミュレーション
経営状況分析 / 財務諸表 / 工事経歴書
書類作成・印刷を簡単に行えます!

導入料金不要! 保守料金不要! バージョンアップ料金不要!

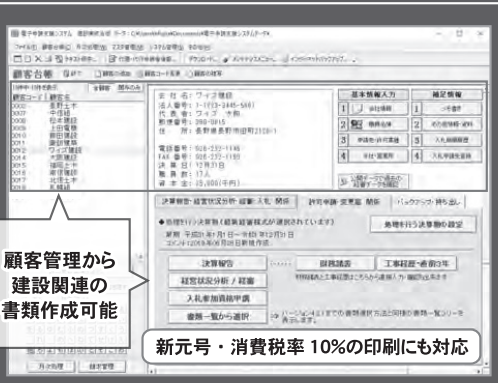

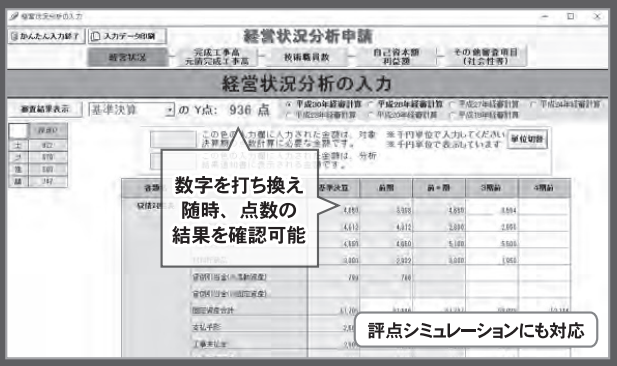

徳島県の行政書士先生へ

徳島県行政書士会様とは2015年4月6日に業務提携をさせていただきました。
行政書士登録後**5年間は全ての機能を無料**にてご利用いただけます。

登録後 5 年以上の方も、以下の条件でソフトをお使いいただけます。

インストールから 条件なしで **1年間無料!**

▶ ワイズ公共データシステムへの **年間1件の経営状況分析申請で**

▶ **翌年からも無料!**

※年間 1 件の申請に満たない場合も、継続料金 (31,500 円) をお支払いいただくことで、引き続き使用することができます。

徳島県を含む全国の
申請様式に対応しています。

安心してご利用ください

インストール後、1 年を経過しご申請がない場合でも、ソフトを継続使用されない場合は一切料金は発生いたしません。

行政書士様向け 建設業ソフトCDを無償にて送付いたします

FAX この用紙をFAXにて 026-266-0845

メールにて info@wise.co.jp

お電話にて 026-266-0710

ホームページから ワイズ 検索

事務所名	TEL	FAX
ご担当者様	ご住所 〒 ー	

＜システム開発・販売＞ wise

株式会社ワイズ
本社：〒380-0803 長野市三輪 1 丁目 8 番 14 号 TEL. 026-266-0710 (代) FAX. 026-266-0845
MAIL: info@wise.co.jp **サポートダイヤル：**TEL. 026-266-0792

＜経営状況分析機関＞ wisePDS
国土交通省登録経営状況分析機関 登録番号4

ワイズ公共データシステム株式会社 大阪営業所
〒540-0026 大阪市中央区内本町 2 丁目 4 番 16 号 オフィスポート内本町 7 階 TEL.06-6948-6615 FAX.06-6948-6685
本社：長野 / **営業所**：北海道・福岡

遺産分割と相続評価の専門家
土地の価格を調べませんか？
売買・相続・税金などに役立ちます。
（公社）徳島県不動産鑑定士協会会員（徳島県知事登録（11）第9号）
株式会社 大和経済鑑定所
不動産鑑定士・相続士 福家功治
LILINライライン鑑定相談センター
徳島市新蔵町1丁目74番地 ASUKAIII3F　TEL:088-622-6177（代）088-653-8831

徳島県行政書士会
指　定　店
はんのミヨシ
徳島県知事賞受賞　1級彫刻士
全国技能士会連合会　マイスター
徳島市中洲町1丁目70-2
TEL.652-9351　FAX.652-9399

SUNSHINE TOKUSHIMA ANNEX
サンシャイン徳島アネックス
〒770－0824　徳島市南出来島町２丁目９
TEL（088）622-2333　FAX（088）622-2314　本館FAX（088）655-5253
宴会予約直通電話（088）655－5252

住まいのホームドクター
㈱C.Dナカタ 一級建築士事務所
〒771-0204 徳島県板野郡北島町鯛浜字向65-2
TEL（088）697-3910

編集後記

「行政書士とくしま」2020年冬号の発刊にあたり、大変お忙しい中原稿をお寄せ下さいました皆様、心より御礼申し上げます。

さて、年明け早々に冬の風物詩である「箱根駅伝」が開催されました。お餅を片手にTV観戦するのが通例で、今年も幾多の名場面に出会いました。今大会で言えば、厚底靴が流行のようで、タイムも歴代最速や区間新等のワードが頻発。人類の進歩は地道に、かつ、着実に発展を遂げているとは思いますが、一昔前にあった競泳水着の問題の二の舞にはならないよう、選手の努力をサポートする道具であって欲しいと思います。

私達の業界にも、東京五輪が開催される本年にどのような風が吹くのでしょうか。AIの躍進に伴う負の側面に焦点が行きがちですが、基本的なスタンスは市民の為に何が出来るか、そしてその活動の中で自分がどう成長していけるか。ここの肝の部分を大事にして、日々の地道な努力を積み重ねて参りたいものです。

そして、暑い夏には…今度はかき氷を片手に東京五輪を満喫したいと思っています。

最後になりましたが、この度の発刊にあたり、関係者の皆様の多大なるお力添えやご協力を頂戴しましたこと、心より御礼申し上げます。

（広報副部長　山　岡　　修）

行政書士合格ネット塾＆半サラ起業ネット塾

行政書士資格を用いた半サラ人生で、しがらみない自由な人生を!!!

○ 受講料138,000円のところ、128,000円に！！
○ 不合格なら受講料全額返金！！
○ 不合格の場合、さらに翌年も翌々年も半永久的に正規受講料の半額で受講可能！！
○ 公務員試験と行政書士試験では試験科目が重なっていることから、当塾からは公務員試験の合格者も輩出しております。公務員になりたい方も大募集！！
○ 頑張るあなたを、塾長の命ある限り応援します！！
○ 詳しくは「半サラ」で検索！！
○ FB「森江大蔵」やＬＩＮＥ「daizo3」、メアド「daizo-3@nifty.com」からでも問い合わせ可能！！

塾長
森江 大蔵

徳島事務局：鳴門市大津町矢倉字弐ノ越77-2
Tel. 0120-992-932／Fax. 088-685-4014
高松事務局：高松市鍛冶屋町7-4-5Ｆ

ソーレ・インターナショナル保育園

企業主導型保育園

Sole

藍住園　北島園　三軒屋園　脇町園

◉お問い合わせ・お申し込み先
受付時間／午前9時～午後6時（月～金）
0800-500-0555

◉各園日々の保育風景や園児の笑顔などをご覧いただけます
Instagram Follow Me!!
@sole_hoikuen

スタッフ一同笑顔でお待ちしております。

HOJO stationery store
北條文具店
美馬市脇町拝原
☎0883-52-1461
http://www.ho-jyo.jp

NTT docomo
ドコモショップ脇町店
営業時間 AM10:00～PM7:00
美馬市脇町拝原
0120-535-990

一般社団法人
コスモス成年後見サポートセンター
徳島県支部 **コスモスとくしま**

不動産その他の取引、相続など、様々な業務の局面で成年後見が関わるようになってきました。

コスモスとくしまでは県内各所で定期的に相談会を行い、また任意後見人・成年後見人などとして活躍しております。

成年後見に関するご相談など、お気軽に会員まで
また、入会のお問い合わせ等もお待ちしております

〒770-0873 徳島市東沖洲２丁目１番地８ 徳島県行政書士会内
Tel. 088-679-4440 Fax. 088-679-4443
http://www.cosmos-sc.or.jp http://cosmos-tokushima.jimdo.com

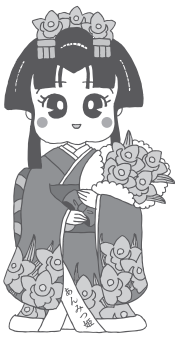

イメージキャラクター
あんみつ姫

世界の洋ラン年中満開

あんみつ館

（株式会社河野メリクロン直営施設）
〒779-3604 徳島県美馬市脇町大字北庄551-2
フリーコール 0120-53-1187 FAX（0883）53-0891
https://www.anmitsukan.jp

年中無休
（12月31日、1月1日除く）
［開館時間］
AM8:30～PM5:00
入館料無料

書籍・雑誌・新聞印刷出版

原田印刷出版株式会社

徳島市西大工町４丁目５
電話（088）622－2356
e-mail:haradapp@khf.biglobe.ne.jp

「行政書士とくしま」の広告を募集しております

会員の皆様のご協力を是非お願いします。

１回分　5,000 円

詳細は事務局まで

会報 第183号　令和２年１月31日発行

行 政 と く し ま

発行所　徳島県行政書士会
会長　松村和人
編集人　広報部長　椿本あゆみ
印刷所　原田印刷出版株式会社